令和元年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第2号令和元年9月19日(木)

応招議員(14名)

 1番 赤 間 茂 幸 君
 2番 大 友 三 男 君

 3番 佐 藤 千加雄 君
 4番 熱 海 文 義 君

 5番 石 川 壽 和 君
 6番 若 生 寛 君

 7番 赤 間 滋 君 8番 和 賀 直 義 君

 9番 高 橋 重 信 君 10番 高 橋 壽 一 君

 1番 石 川 秀 雄 君 12番 千 葉 勇 治 君

 13番 吉 田 茂 美 君 14番 石 川 良 彦 君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第 121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田	中		学	君	教育長	鹿	野		毅	君
参事	残	間	俊	典	君	参事(特命担当)	千	葉	伸	吾	君
総務課長	浅	野	辰	夫	君	財政課長	熊	谷	有	司	君
まちづくり政策課長	伊	藤	義	継	君	税務課長	武	藤	弘	子	君
町民課長	千	葉		昭	君	保健福祉課長	鎌	田	光	_	君
農政商工課長	高	橋		優	君	地域整備課長	三	浦		光	君
会計管理者	遠	藤		努	君	学校教育課長	斎	藤	雅	彦	君
社会教育課長	菅	野	直	人	君	代表監査委員	雫	石		顕	君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 髙橋将吾

議事日程第2号

令和元年9月19日(木曜日) 午前10時00分開議 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	選挙管理委員の	選挙
日程第3	選挙管理委員補	育充員の選挙
日程第4	議案第38号	消費税の税率改正に伴う関係条例の一部改正に ついて
日程第5	議案第39号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改 正について
日程第6	議案第40号	大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
日程第7	議案第41号	大郷町保育園条例の一部改正について
日程第8	議案第42号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第43号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に ついて
日程第10	議案第44号	大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正 について
日程第11	議案第45号	大郷町上水道事業給水条例の一部改正について
日程第12	議案第46号	令和元年度大郷町一般会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第47号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第48号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
日程第15	議案第49号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)
日程第16	議案第50号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第17	議案第51号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)
日程第18	議案第52号	令和元年度大郷町戸別合併浄化槽特別会計補正 予算(第1号)
日程第19	議案第53号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 算(第1号)
日程第20	議案第54号	令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第21	認定第1号	平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認 定について

日程第22	認定第2号	平成30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入
		歳出決算の認定について
日程第23	認定第3号	平成30年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第24	認定第4号	平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳
		入歳出決算の認定について
日程第25	認定第5号	平成30年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳
		出決算の認定について
日程第26	認定第6号	平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計
		歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第7号	平成30年度大郷町戸別合併浄化槽特別会計歳
		入歳出決算の認定について
日程第28	認定第8号	平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入
		歳出決算の認定について
日程第29	認定第9号	平成30年度大郷町水道事業会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第30	報告第4号	健全化判断比率について
日程第31	報告第5号	資金不足比率について

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員	員の指名		
日程第2	選挙管理委員の選挙			
日程第3	選挙管理委員補	東充員の選挙		
日程第4	議案第38号	消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関す		
		る条例の制定について		
日程第5	議案第39号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改		
		正について		
日程第6	議案第40号	大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正に		
		ついて		
日程第7	議案第41号	大郷町保育園条例の一部改正について		
日程第8	議案第42号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営		
		に関する基準を定める条例の一部改正について		
日程第9	議案第43号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に		
		ついて		
日程第10	議案第44号	大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正		

について

			(C*)(' (
日程第1	1	議案第45号	大郷町上水道事業給水条例の一部改正について
日程第1	2	議案第46号	令和元年度大郷町一般会計補正予算(第2号)
日程第1	3	議案第47号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)
日程第1	4	議案第48号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
日程第1	5	議案第49号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)
日程第1	6	議案第50号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第1	7	議案第51号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)
日程第1	8	議案第52号	令和元年度大郷町戸別合併浄化槽特別会計補正 予算(第1号)
日程第1	9	議案第53号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 算(第1号)
日程第2	0	議案第54号	令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第2	1	認定第1号	平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認 定について
日程第2	2	認定第2号	平成30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について
日程第2	3	認定第3号	平成30年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第2	4	認定第4号	平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について
日程第2	5	認定第5号	平成30年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
日程第2	6	認定第6号	平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について
日程第2	7	認定第7号	平成30年度大郷町戸別合併浄化槽特別会計歳 入歳出決算の認定について
日程第2	8	認定第8号	平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入 歳出決算の認定について

日程第29 認定第9号 平成30年度大郷町水道事業会計歳入歳出決算

の認定について

日程第30 報告第4号 健全化判断比率について

日程第31 報告第5号 資金不足比率について

午前 10時00分 開 会

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署 名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐藤千加雄議員及び6番 田中みつ子議員を指名いたします。

日程第2 選挙管理委員の選挙

議長(石川良彦君) 日程第2、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選 によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決 定しました。

選挙管理委員に保家邦郎君、髙橋和壽君、櫻井昭一君、及川守江君を 指名したいと思います。

お諮りいたします。以上の被指名人をもって当選人と決定することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしまし

た保家邦郎君、髙橋和壽君、櫻井昭一君、及川守江君、以上の諸君が選挙管理委員に当選されました。

日程第3 選挙管理委員補充員の選挙

議長(石川良彦君) 次に、日程第3、選挙管理委員補充員の選挙を行います。 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項 の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選 によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決 定しました。

選挙管理委員補充員に、蜂屋文雄君、佐々木 孝君、千坂卓俊君、石 川久美子君を指名したいと思います。なお、補充の順序は、指名の順序 のとおりに定めることにいたします。

お諮りいたします。以上の被指名人をもって、当選人と決定すること 及び補充の順序に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました蜂屋文雄君、佐々木 孝君、千坂卓俊君、石川久美子君、以上の諸君が選挙管理委員補充員に当選されました。なお、補充の順序は指名の順序によることに決定いたしました。

日程第4 議案第38号 消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について

議長(石川良彦君) 日程第4、議案第38号 消費税の税率改正に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 今回国の消費税増税の流れの中で、今回の条例の改正という制定に至っているわけなんですが、町として今回のこの2%の増税によっているいろ今回この整備に関する条例ということで、財産の交換

からいろいろな内容があるわけですが、これはそれぞれどれぐらいの金額になるのか。逆を言えば、それだけ町民の負担がふえるということになるんですが、その辺について試算額を示してもらいたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。

昨年度、平成30年度の決算ベースになるわけでございますが、まず、 今回の第1条から第5条までの部分につきましては、昨年の実績はござ いません。

第6条からの公共下水道につきましては、昨年の実績が4,675万円ほど でございますが、10%に改正されましたら4,762万円ほどと、86万円ほ どの増となるものでございます。

続きまして、農業集落排水事業につきましては、643万円ほどだったんですが、それが655万円となりまして、12万円ほどの増となるものでございます。

次に、戸別合併浄化槽につきましては1,993万円でしたが、2,030万円 ということで、37万円ほどの増となるものでございます。

それで、第1条から第5条部分はなかったと、昨年の実績はございませんでしたが、あった場合を想定したことでございますが、まず、1番目の行政財産の建物の部分でございますが、役場庁舎の屋上に太陽光発電の施設を例えば設置した場合、年額で380円の増となるものでございます。

次に、第2条の自由広場の、これは電気コンセントの使用でございまして、1,000ワット以下の部分で5時間使用の場合、260円ですが、今現在は、それが270円で、10円の増となるものでございます。

次に、3番目のふれあいセンター21でございます。これにつきましては、多目的ホール、5時間利用で町内の方はまるっきり減免ということでかかりませんが、町外の方の利用の場合、現在は4,200円となってございますが、これ4,400円ということで、200円の増となるものでございます。

4条の道路占用料、これにつきましては、広告等1カ月未満の使用の場合、現行であれば60円となっていることが61円ということで、1円の増となるものでございます。

第5条関係の郷郷ランドの関係でございますが、電気設備の使用で野外ステージの電気使用4時間を使用した場合、現在ですと840円ですが、それが880円で40円の増となるものでございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) これまでの 6 条からですか、 6 条から 7 、 8 条、これに ついては86万円、12万円、37万円ということで、500万円を超す額にな るわけですが、この値上げによって何ら町民の生活がプラスになるよう なことは何らないわけで、本当に負担だけがふえるということで、本当 にこれは痛い支出になるのかなと思っているんですが、特にそういう状 況の中にありまして、今回よく見ますと 3 条なり、あるいは 5 条、それ から、これらにこれまで1.0、いわゆる 5 %だったのが10%になるということで、この間0.8ということもあったと思うんですが、これらはな ぜ0.8にならなかったのか。すぐに0.5から 1 になっているわけなんですが、その辺の流れについては、どうなっているんですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) 答弁させていただきます。

消費税を8%にした時期が平成26年の4月でございました。そのときにも庁内で会議を持ちまして、1.05のまま残った部分の御質問ですけれども、平成26年当時は平成27年10月、1年半後に10%に値上げすることが国の予定として目されていたものですから、そのときの庁内の会議ではその10%のときに合わせて、そのときに改正するというふうなところで、そのときは1.05のままでとどめておいた経緯があったのみでございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 何かそれを聞きますと、町の裁量でこれは据え置きもできる、あるいは値上げしなくてもいいというふうな判断にとられるわけですが、そのように理解していいんですね。これは町の判断で、国がいわゆる10%に上げるという状況下にあっても、町ではいずれこうなるからということで、前回0.5から0.8を飛んでこれまで10%になるまで置いていたということは、そういうことも今回でもそういうことは十分に可能だということで判断していいんですね。課長ね。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

改めて今回10%になったことに伴いまして、全ての消費税関連の条例 のほうを一本の制定条例で提案をさせていただきました。

町といたしましても、消費税の値上げに伴い、維持管理料がその分増 すわけでございますので、今回このような条例改正を提案させていただ いところでございます。(「課長、聞いてるのは、町の判断で消費税、そ の据え置きということ可能なんですかということ聞いてるの」の声あり) お答えいたします。

消費税どうのという記載じゃなくて、1.1というふうな表記にしておりますので、それは可能だとは思いますが、思われますけれども、ただし、先ほども申し上げましたとおり、消費税の値上げによって町の維持管理経費というものが増大することを考えまして、今回の条例改正提案に至ったものでございます。(「可能と思われるということは、可能だということですか。はっきり答弁して。できないならできない」の声あり)

消費税の記載のないものにつきましては、町の判断で可能でございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 今ののに関連しますけれども、2条、3条、5条、これが1.05から1.1、先ほどお聞きしておりましたけれども、これは単純にほかも1.08に上がっていますよね。それと同時に、この3条のたしか4,200円ぐらいのお金がもらえるということなんですが、この3つについて、上げなかった3つについて、それを使用して、何か料金として発生したものはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 先ほどお答えしましたが、30年度の実績ですと第1 条から第5条までにつきましては、昨年の実績はございません。以上で ございます。(「その前は。26年度以降」の声あり)

お答えいたします。

26年度以降なかったというふうに、なかったようです。以上でございます。

議長(石川良彦君) 石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 今の答弁ですと、ちょっとわからないんですけれども、 私は単純に、これは見逃したのかなと。あるのにそれは1.08をつくらな ったと。そこまで見なかったのかなと。要するに、事務疎漏というか、 そういうふうに感じたんですが、何かどのような指導、その後になさっ ておりましたか。これをつくるときに多分気づいていると思いますが。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、一部1.05のまま残したものにつきましても、26年4月の段階で気づいておりましたけれども、庁内の会議を開きまして、1年半後に10%に値上げをするときにそろって改正する

というふうなことで決定しておりまして、今回の1年半後が国の関係で 消費税の値上げがおくれましたけれども、今回の改正提案とさせていた だいたものでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようでありますので、これをもって討論を終わりま す。

これより、議案第38号 消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第5 議案第39号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改 正について

議長(石川良彦君) 次に日程第5、議案第39号 大郷町印鑑登録及び証明に 関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第39号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部 改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第6 議案第40号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正に ついて

議長(石川良彦君) 次に日程第6、議案第40号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) いい条例の改正なんでございますが、今回のこの件によりまして、年間においてどれぐらいの金額になるのか、その辺についての試算、もしありましたらば示してほしいんですが。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

具体的な数字はあれなんですが、今回の保育料、預かり保育料もあるんですけれども、今回の部分については、保育料につきましては、今回当初見込んだ金額より188万円の収入減となっておりますので、その分を月々5,500円なんですね、平均的な部分、それの6カ月分。保育料の金額につきましては、1人当たり基本5,500円なんですが、2,200円の人とか、いろいろいるわけなんですが、それの6カ月分が減額になるというところでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 恥ずかしいんですが、私たち町民から今回の改正によってどれぐらい軽減になるんだと聞かれた場合に、具体的に今それでお聞きしたんですが、やっぱり説明する側としても、具体的な数字を出すことによって町民に理解してもらう、いわゆる町がせっかくこうやって頑張ってやっていくというふうな姿勢を出す場合に、具体的な数字までやっぱりつかんで示すことが大事ではないかと思うんですが、その辺について、私は何も細かいことじゃなく、1人当たりおおむね、例えば年間に、30年度の実績がこうだったから、今回この改正によってこのぐらい軽減されるんだと。1人当たり幾らぐらいだと、おおむねの数字で結構なので、その辺の答弁を求めたんですが、何か今の話聞きますと、6カ月間だけ、補正だけの金額で答弁のようですが、年間においてどのぐらいになるのかも含めてちょっとお聞きしたかったわけなんです。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

- 学校教育課長(斎藤雅彦君) 1人当たり、幼稚園の保育料につきましては、 基本的に5,500円でございます。それの12カ月分でございます。
- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第40号 大郷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正 についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第7 議案第41号 大郷町保育園条例の一部改正について

議長(石川良彦君) 次に日程第7、議案第41号 大郷町保育園条例の一部改 正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第41号 大郷町保育園条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

日程第8 議案第42号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について

議長(石川良彦君) 日程第8、議案第42号 大郷町放課後児童健全育成事業 の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と します。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第42号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第9 議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に ついて

議長(石川良彦君) 日程第9、議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条 例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第10 議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改 正について

議長(石川良彦君) 日程第10、議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金 条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第11 議案第45号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について

議長(石川良彦君) 次に、日程第11、議案第45号 大郷町上水道事業給水条 例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 先ほどと同じでございますが、今回の条例改正によりまして、年間におけるそれぞれの家庭といいますか、戸当たりの負担がど

れぐらいふえるのか。去年の実績から見るとすぐに出てくると思うんですが、改めて課長のほうからその額を示してほしいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

今回の消費税率に伴う使用料でございますが、平成30年度の決算ベースでお答えいたしますと、平成30年度の決算額が1億9,504万円でございます。こちらが税率10%になりますと、1億9,865万円で、差し引き361万円ほどの増額となってございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 361万円の町民の負担が増額になるわけですが、それによって一方で費用もかかるということもあったんですが、実質町民の負担がこれぐらいふえることによってかなり経費に、それぞれの生活に影響を及ぼす面も考えられると思うんですが、これも先ほどの総務課長の答弁を聞きますと、執行部の考え方によってはこれも抑えることは可能だというふうな内容にもとられるわけなんですが、その辺については検討深めた結果あるわけですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

あくまでも消費税法に基づきました今回の税率改正でございまして、 こちらに準じて税率の改正を行ったものでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第45号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。 日程第12 議案第46号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第2号) 議長(石川良彦君) 次に、日程第12、議案第46号 令和元年度大郷町一般会 計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 質疑というのは3回までしかできないということで、限られた時間の中で、制限の中でお聞きしておきたいんですが、1つは、12ページの歳出にも出てくるわけですが、プレミアム付商品券について、12ページの15款の国庫支出金の850万円について、この辺の内容について、これまでの商品券と違う性格のものがあると、いわゆる今回の消費税の値上げに関するプレミアム付商品券ということも聞いているわけですが、このことについて詳しい説明を求めたいと思います。

それから、13ページの18款の寄附金について、ふるさと応援寄附金、 今回3,000万円追加されているわけですが、来るものもとても評価され るわけですが、一方で歳出を見ますと、1,700万円ほどいわゆる御礼金 ということで出しているわけですが、単純に見た場合に、半分以上の金 額が今回のこの収支の中でふるさと応援寄附金の関係でやりくりされて いるようですが、国のいわゆる指導の中で、その辺の金額について問題 ないのかどうか。

また、今回厳しくなった国の返礼金の制限の中で、現在大郷に対する 寄附金の流れは例年に比べてどうなっているのか。その辺の流れの状況 などもお聞きしたいと思います。

それから、14ページの未来づくり、21款諸収入の未来づくり事業貸付金収入について、何か説明あったようでしたが、ちょっと聞き漏らしたので、具体的にどの辺からこの収入がいわゆる返金されたのか。

また、これに関係して、今未来づくり事業貸付金はどれぐらい、どこ どこに幾ら貸しているのか。その辺についても答弁の中でもらいたいと 思います。

それから、17ページに移りまして、歳出ですが、先ほど言いましたいわゆる17ページのふるさと応援寄附金ですね、今回補正額で1,771万1,000円ということで、御礼品の主な金額が計上されているわけですが、御礼金は958万6,000円でしたが、額的にはさっきの1,700万円、私の質問の仕方がちょっと違ったんですが、それにつけても、約1,000万円の金額が3,000万円もらって3分の1が払われているということで、その辺の内容について改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、18ページのふれあいバスの関係で、総務費の11目のふれあい運行管理業務、今回も追加で583万6,000円、575万5,000円に役務費8万1,000円ということで追加されているわけですが、このふれあい号の運行状況についてどうなっているのか。いろいろお聞きしますと、大分年齢を下げられてみたものの、まだまだ不安が残るという声もあるんですが、その辺について広くこのバスの町長が公約の目玉にして掲げて取り組んでいるこの事業について、多くの方々がこのバスの利用を私なりにも期待しているわけなんですが、その辺もう少し徹底する必要があろうと思うんですが、その辺も含めて、今回のこの補正予算についてどのように考えておられるのか、その内容をお聞きしたいと思います。

それから20ページの保育料の関係ですが、20ページの3款民生費の保育所費の関係で、これは町長の保育所の主食費無償化あるいは保育料の無償化について、町長の勇断を私は評価するわけですが、ここに至った町長の考え方、何か新聞など見ますと、大衡と宮城県では大郷しかこの無償化はないということでしたが、それだけに、幾ら人口が少なくともその決断した町長の考え方というのは、ほかからかなり評価されているわけですが、町長がそこに至った経過について、改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、22ページの5款5目の農地費の中で農山漁村地域整備交付金事業ということで473万幾らか出ているわけなんですが、これも含めて一般財源から100%歳出として出ているわけですが、この内容についてもお聞きしたいと。

それからもう1点は、これらの中に後継者対策など含まれていないのかどうかもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、24ページの町道舗装工事、町道補修工事だから、7款2目ですか、これの町道補修工事、内容について、財源もその他の財源となっているわけですが、一般財源じゃなくてその他ということはどこから来ているのか、この辺の内容と財源の捉え方についてお聞きしたいと思います。

それからあわせて、3目の側溝整備工事についても内容と、また財源 もその他から1,940万円出ているわけですが、その辺の考え方について お聞きしたいと思います。

それから、24ページの7目の土木費の公園費、勢見ケ森公園の東屋解体撤去工事、これわかるんですが、これに関連して、羽生の築館公園の遊具がたしか数日前……、1カ月ぐらい前ですかね、まだそのままになっ

ているわけなんですが、やはり使用が禁止、危険だから使用しないでくださいというようなロープをかけながら、いまだに撤去されていないということで、最近撤去されておれば別なんですが、私の記憶では約束してから大分予算もとってもしばらく放置されていたという感じあるんですが、その辺についてあわせてちょっとお聞きしておきたいと思います。それから、26ページの教育費の中で、たしかこれ小学校門という話出

それから、26ページの教育費の中で、たしかこれ小学校門という話出たんですが、470万7,000円委託料の中で、長寿命化計画策定業務ということで、この内容について、先日町長がまた全員協議会でもお話ししたんですが、町長、いわゆる小学校の今の2階、3階、屋上のほうですか、いわゆる天井のほう、大変な状況になっているというお話があったんですが、それと関連あるのかどうか。この長寿命化計画の策定業務について、具体的にどういう内容考えているのかお聞きしておきたいと思います。

それから設計業務、教育費の同じ5款の2目の設計業務の中で、トイレということもあったようですが、何か委託料の873万4,000円のことについて、除融雪業務のほかに何を設計業務考えているのか、改めてお聞きしておきたいと思います。

以上の点について詳細な説明を求めます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) まず、12ページ、15款国庫支出金、国庫補助金のプレミアム付商品券関係につきまして、詳細な説明をということでございますが、この事業につきましては、以前から町で行っていましたマル得商品券とは別に、国全体で行っている消費税増税に伴う消費喚起のための事業でございます。

国の事業でありますので、100%国からの補助金で行うものでございます。

実施につきましては、市町村が行うこととなっております。

対象者につきましては、非課税者、子育て世帯と限定されております。 1人当たり2万円で2万5,000円分の商品券が購入できるものとなって おります。

こちらの販売、商品券の販売については、役場を予定しております。 現在対象者に対する通知の準備を進めており、9月中に非課税者には 申請書、子育て世帯には商品券の購入引換券を送付する予定としており ます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税関係でございますが、ふるさと納税につきましては、国の指針がございまして、返礼品につきましては3割ということで、町でもことしの1月から3割ということで、その状態で今は進めておるところでございます。

それで、実績でございますが、今年度、きのうまでの現在、昨年と比較しますと220%の増ということで、2,350万円ほどの今現在の収入済となってございます。件数につきましても、昨年661件ほどでございましたが、今月末ですね、それがきのう現在ですと1,615件ということで、大分伸びておるものでございます。

あと、支出でございますが、返礼品のほかにいろいろな委託料、いわゆるかかるわけでございますが、それにつきましては、送料とか、あと専用のサイト、町のホームページに載っていますが、ふるさと納税の専用サイトのほうに掲載してございます。

あと、発送の手続きなり、それなりが10%程度かかってございますので、それらも含めまして、あといろいろな手数料、あと返礼品受領証明書の発行ですね、いろいろな送料等含めますと、その1,700万円ほどの支出となるものでございます。

ふるさと納税につきましては、以上でございます。

続きまして、未来づくり事業貸付金の収入予定ということでございますが、これにつきましては、㈱おおさと地域振興公社への貸付金収入でございます。

貸し付けしている部分は、その地域振興公社へ貸し付けしている部分でございまして、5,000万円と4,650万円、合わせて9,650万円の貸し付けが今現在されておるものでございます。その部分の収入を今年度分、

今年度の12月の分と、あと来年の3月に返していただく部分の合わせた 金額を収入を見込んだものでございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) それでは、2款1項11目、ページ18ページのふれあい号の管理につきまして答弁させていただきます。

ふれあい号につきましては、高齢者の外出支援事業ということで、自 宅から目的地まで直接送り届けるということで、ことしの1月15日に運 行を開始したものでございます。

この時点では、対象者につきましては、75歳以上の世帯のみで、町内を4地区に分けて、4日に1回乗れるという形で運行を開始したものでございます。

その後、使う方の利便ということを考慮しまして、4月には対象者に80歳以上であれば誰でもいいという形で運行形態を変更しており、さらに、7月からについては、対象者を75歳以上であれば誰でもという形の、全員を対象として運行をしております。

なお、運行地区に関しましても、1月から6月までは4地区でしたけれども、7月からは吉田川を挟みまして川北と川南、この2つの地区に分けて、2日に1回乗れるという形で運行を現在行っているところでございます。

これまでの運行の実績等でございますけれども、現在8月末現在の対象者、つまり75歳以上でございますけれども、1,476名でございます。

このうち、ふれあい号の利用したいという登録者につきましては183名、 率にいたしますと12.4%でございます。

運行の実績ですけれども、当初運行を始めました1月から3月、満75歳以上の世帯のみを対象とした時期でございますけれども、この時期は大体約3人程度が実績でございました。4月以降、80歳以上も対象に加えたところ、利用は大体1日平均6人程度ということになっており、さらに、7月以降の75歳以上誰でもという形にした結果、8月には1日平均8.5人の利用がございました。

なお、今後につきましては、今月に75歳以上の方全員を対象に、今後 の来年度からの本格運行に向けてのアンケートを実施することにしてお ります。

なお、アンケートの中身につきましては、現在利用している方、そして、登録はしているけれども利用していない方、登録もしていない方、 この3パターンに分けて、今後ふれあい号をどのように運行していった らよいかについてアンケートを実施することにしております。

なお、来年度の本格運行を目指しているところでございますので、そのアンケート結果等も含めまして、今後の運行形態につきまして検証を 進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 千葉議員のお尋ねの件でございますが、このことにつきましては、既に幼稚園では給食費は無料化になってございます。今回の国の改正によって保育料は無料化になって、食費は保護者持ちだということでございますので、こんな不都合なものはないと。常に子供は町の宝だと。この宝を強くたくましく育てていくためには、町の町民皆さんの手で育ててまいりたいと、そういう原点がございますので、今回親に食費をお願いするのでなくて、町が努力して、町で無償化を実施すると、こういう考えであります。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) ページのほう24ページ、7款5項3目公園費の 関連ということで、先ほど築館公園の遊具の関係で御質問のほういただ きました。こちらにつきましては、もう既に撤去済みでございますので、 御報告いたします。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

まず、22ページの5款農林水産業費の5項農地費の中の負担金補助及び交付金、こちらの負担金の農山漁村地域整備交付金事業でございますが、こちらにつきましては、昨年より損傷してございました行井堂堰につきましては、現在土のう等により取水を行ってございますが、今回県営事業によりまして、行井堂堰の応急工事をするに伴います負担金でございます。

当初予算では5,000万円ほど計上してございましたが、実施設計の額の確定によりまして、今回負担金の増額をするものでございます。

続きまして、24ページでございます。24ページの7款土木費の2項道路維持費の中の15節工事請費1,540万円、町道補修工事でございますが、現在発注してございます町道維持緊急工事につきましては、前期分でございまして、工期が10月31日となってございます。来年の3月までに道路等に緊急の維持工事が発生した場合に対応するための工事でございます。。

同じく、15節工事請負費の1,947万円、側溝整備工事でございますが、

こちらにつきましては、町道山崎不来内線の側溝整備工事、山崎蛭田線の側溝整備工事、大松沢貝柄塚線の側溝整備となってございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) ただいまの件の財源については、財政課長から答弁願います。

財政課長(熊谷有司君) お答えさせていただきます。

このその他の特定財源の内訳でございますが、公共施設整備基金でございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

小学校の長寿命化計画の中身でございますが、長寿命化の計画については、当初予算でも計上させていただきましたけれども、今回建物の健全状態の把握のため、調査費を計上させてもらったものでございます。

次に、中学校のトイレでございますが、中学校のトイレにつきましては、建物が建築してから33年経過しているということもございまして、町でも個別計画を立てる中で、トイレの改修を図っていく必要があるということから、今回中学校1階から4階あるわけなんですが、そのトイレの改修のための設計を計上させていただいたものでございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。先ほどの農山漁村の関係、これに 後継者対策入っているかということの質問につきましては、農政商工課 長から答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

こちらの事業につきましては、特に後継者対策といった意味での内容 のものは入ってございません。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) いろいろありがとうございました。

商品券についてはわかりました。

未来づくりについては、ことし入っているようですから、わかったんですが、ふれあい号の運行管理について、やはり今回委託料575万5,000円出しているわけで、見ているわけで、この具体的な内容について改めて、金額についてお聞きしたいです。

それから、保育所の無償化の町長の勇断についてはわかりました。

それから、後継者対策というのは、私あえて聞いたのは、どこかに今 一般質問でも通告出しているわけなんですが、今農家における後継者不 足、組織に皆任せて、例えばある地域では中間管理機構使ってそっくり 多くの方々が組織に任せているわけですが、その組織がもし後継者不足で将来の運営が危ぶまれてくれば大変なことになるということで、そういうことも危惧した場合に、いろいろな企業誘致も大事ですし、また、大きなハウスメーカー、ハウスの方々の支援も大事でございますが、現にあるそういう方々の今取り組んでいるこの地域農業の支えとなる方々の支援も急いでやらないと大変な状況になるのかなという感じも受けたものですから、あえて後継者対策というのは、今質問しましたんですが、どこかに設けているのか。町独自の考えを持っているのか、それをお聞きしたかったわけですが、決してこの農山漁村地域整備交付金事業に関係してではなく、こういうところで後継者対策をやっているよと胸を張ってばんばん後継者頑張ってくださいと言える、何かどこかあったのかなということで、これはもしよかったらば町長からその姿勢を答弁もらってもいいんですが、補正予算ですから、余り大きなことについてはなかなか触れられないと思うので、ぜひ今後の計画について考えてほしいと思います。

これ要望でございますが、次に、長寿命化について、今回何で今まで……、前にも学校今回新しくした部分と、あるいは古い学校と合わせて今の大郷小学校があるわけですが、古い小学校においても前に耐震化ということで_____に統合するに当たって、子供たちが安心して過ごせる、暮らせる学校、学べる学校ということで対応した経過があるんですが、あえてそれから、まだ日数もたっていないんですが、年数もたっていないんですが、長寿命化計画云々策定しなければならないということについて、どうもその辺については歯がゆいところがあるんですが、何かそこに今あえてやらなければならない、長寿命化計画の策定業務やらなければならない内容があるのかどうか、その辺本音を出してもらいたいなと思うんです。

それから、中学校のトイレ改修について、これは課長がまだあそこにつく以前だったんですが、数年前に、1年、2年なる前に子供まだ中学校にいるわけですから、前にこの中学校のトイレ大変衛生的にも問題あるしということで、早急な改善を求めた経過があるんですが、ようやく動き始めて、評価しながらも、もう少し早くできなかったのかなという感じあるわけですが、ちなみに、今回のトイレのこの工事について、いつごろまでを工期にしているのか、その辺について、なぜこれまでそのままにしていたのか。今回どういう計画でそれを進めようとしているのか。工期いつごろまでなのか。その辺をお聞きしたいと思います。よろ

しくお願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) ふれあい号に関して答弁させていただきます。

今回のふれあい号につきまして、実際の運行車両につきましては、2 台使っているわけなんですが、これは町の公用車を使っているところで ございます。

車にかかる経費に関しては、全て町負担とさせていただいております。 今回の委託業務の経費の中身につきましては、運転車両の運転手の人 件費、そして、事務所として使っております場所の光熱水費、通信費、 さらには、事務用品等の消耗品代などが含まれているものでございます。 以上です。

議長(石川良彦君) 千葉議員、後継者対策については、先ほど意見ということなんですが、要望ということなんですが、町長から一言簡単にいただきますか。

町長、答弁願います。町の後継者対策ということで、簡単でよろしいですから、町長。

町長(田中 学君) 今やろうとしているものを申し上げますと、農業後継者を議論する前に、基盤整備事業が進めなければならない。山崎地区もそうであります。できるだけ耕地の大型化できるような整備をすることが後継者対策につながるという、農家自身もそういう考えでありますので、これを急いで進めなければならないというふうに考えているところであります。

今後本町の農業法人のあり方なども議論しなければならない、相当高齢化が進んでいる生産組合もあるようであります。そのような環境に適用できるような本町の担い手育成と基盤整備を進める議論が広く実施するように心がけてまいりたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

まず、小学校の長寿命化の策定の経過なんですが、文科省において 2020年度までに各学校施設について長寿命化計画を策定しなさいという 通達がございまして、それに基づいて今年度対応するものでございます。 なお、今まで小学校が建築されてから耐震化とかいろいろな取り組みをしてまいりました。その中で、今回長寿命化計画策定させていただく

んですが、建物の状況を再度把握しながら、今後の長寿命化の計画の推

進のために策定してまいりたいと思っているところでございます。

中学校のトイレにつきましては、工期としましては、今年度計画を立てまして、実施につきましては、令和2年度に工事が着工できて、完成するような運びにできればなと考えているところです。

なお、トイレ等の改修については、中学校が建築してから33年たっているということで、トイレ本体、あとトイレのパーテーションも含めてなんですが、中の配管等も相当老朽化している部分が想定されますので、そこも含めた形の改修工事になろうかと思いますが、詳細については、今後詰めていきたいなと思っているところです。

なお、個別のトイレのふぐあいについては、その都度学校から報告いただいた中で改修をさせていただいているんですが、今回いろいろトイレの部分が工事等おくれたことに対しては、申しわけなく思っているところでございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 先ほどの千葉議員の関連になります。

17ページの財産管理費の中のふるさと納税業務委託ということ、このことについて、本町では寄附金の使い道、これをどのようなものに充てているのか。やはり、特定したものであると積み立てなんかをしておくと非常にいいのかなと思うんですが、活用の方法がこれ5つぐらいに分かれている。それも具体的ではない。大ざっぱな活用法であります。そこをどのように考えておられるかお聞きを申し上げたいと思います。

それから、ふれあい号、先ほどのふれあい号についてでございます。 これは、18ページの13節か、ふれあい号でございますけれども、このふ れあい号、1,476名の、先ほど利用があったということで、これは町の 計画としてどんなものなのか。もっとこれ以上計画していたのかどうか。 その辺をお聞きを申し上げたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) まず、1点目のふるさと納税の使い道の関係でございますが、昨年、いわゆる30年から使途の明確化ということで、それぞれ掲げたわけでございますが、昨年度の場合ですと、住民バスの購入とか、それぞれあったわけでございます。

それぞれの使途によりまして、去年の寄附いただいたものにつきましては、基金のほうに積み立てしまして、翌年度にその部分を活用させていただくというようなことでございます。

今年度につきましては、大郷の拠点づくりなり、ふれあい号の運行、

あと道路照明灯のLED化、あと子供のための教材備品購入、町民のための図書購入、認定こども園の環境整備、合併65周年記念事業の開催と自治体にお任せの8点につきまして、寄附者のほうに提案し、あと、寄附者からそれぞれの使途について要請がございまして、それらを今後のまちづくりのために使わせていただくというようなことで計画しているところでございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

先ほどの説明で、もしかしたらちょっと説明不足というかがあったかと思いますが、利用者が1,476名ではございません。対象となる75歳以上が1,476名で、登録者が183名でございます。

利用の実績としては、先ほど申し上げましたように、8月には8.5人の平均人数があったという中身でございます。

現在ふれあい号については、2台で運行しているところでございまして、町内はもとよりですが、大和町、利府町、そして鹿島台、大崎市に松島町、こちらに運行しているところでございますので、その2台の運行をこれからも継続ということになりますと、当然上限というものはあるかと思っております。

現在8名の中で、8月大体平均8.5人の乗車実績がございますが、各方面に希望があった場合、ある程度これに何人かの上乗せがある程度の上限数ではないかというふうにこちらでは現在考えているところです。以上です。

議長(石川良彦君) 石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 先ほどのふるさと納税についてでありますけれども、このいただいた方に、またはそのほかにでもいいんですが、公表というか、こういうものに使わせていただいたよという御案内はしてあるのかどうか。

やはりそれをすることによって、再びリピーターというか、またもっと納税をしたいという方が出てくるのではないかと私は思うんですが。

それから、ふれあい号についてでございますけれども、どのような目的でこの8名……、使った方はちょっとわからないのかな。183名ということでしたが、どのような目的で一番利用されているのか。この使用目的ですね。その辺をお伺いしたいということでございます。お願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。

使い道につきましては、町のホームページのほうでふるさと納税のほ うに掲載してございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

これまでの運行実績を見たところ、現在乗降所として指定している場所が町内外で約六十何カ所あるわけなんですけれども、そこで実際に利用して行き先を見ますと、その多くが医療機関とスーパーがほとんどでございます。以上です。

議長(石川良彦君) ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時05分 休 憩

午 前 11時14分 開 議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 石垣正博議員。

11番(石垣正博君) ふるさと納税について、先ほど広報紙等でこの公表しているんだということでございますが、それと同時に、やはりもらった方に再度こういうふうに使わせていただいた、ありがとうというふうな、やっぱりそういうことも必要だし、何かしらそれを考えて、多くの納税者を募ってほしいなと、そのように思います。回答は要りません。

それで、ふれあい号についてでございますけれども、病院、または買い物、銀行、こういうものに使われるということだと思いますけれども、その中で、これは町長にお聞きを申し上げたいんですけれども、今のこのふれあい号の状況では、高齢者のみというふうになっておりますよね。

このふれあい号、これデマンドバスとも言うのかな、ちょっとわかりませんけれども、このバスについては、やはり利用したいと思っている方も75歳以下でもおいでになるんじゃないだろうか。

そういう面からして、もっとこの間口を広げるような、そういう手だて、例えば子供、または障害者の皆さん、こういう方々への乗り合いも考えてはどうなのか。その辺も含めてお伺いを申し上げます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 町長という指名でございますので、申し上げたいと思う んですが、そもそもこのふれあい号の始まりは、高齢者が免許証を自主 返納する時代に入って、返納する返納した高齢者家族は、足がなくなる。 その対策として、どう対策を講ずるのかという御質問のあった、そのと きから、じゃこういう乗り合い号を走らせるかということで、今試験運 行を実施しているということであります。

もっと年齢を下げたり、障害者の皆さんにもというサービスをしたら どうだという御意見なんでありますが、このことにつきましては、社会 福祉協議会でもおやりになっている事業もございますし、もう少し内部 で検討をさせていただいて、より効果のある内容にしてまいりたいとい うことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番(大友三男君) 今のふれあい号の関連でお伺いしますけれども、これ補 正予算見ると575万円となっていますけれども、大体1カ月平均すると 100万円の費用が、費用といいますか、委託料がかかるということなん ですけれども、先ほど来同僚議員からも予算の内容的なものをということで質問された経緯もあるんですけれども、これ事務費、人件費、事務 所の経費といいますか、大ざっぱな話でこのぐらいですよという話出たんですけれども、これ現在、今人件費はどのぐらいなのかということは お答えできないんでしょうか。

さらに、現在私もちょっと確認したところ、70歳に近いような方も運転なさっているようで、安全確保は十分なのかというようなこともありますし、さらに、運行先が限定されているのかどうなのか。このふれあい号の目的地ですよ。それはもう要望された方のところにどこでも行くようにしているのかどうなのか。

あと、22ページの5款農林水産業費の中の物産館費の中で、これは除融雪業務85万8,000円となっているんですけれども、これ多分駐車場だと思うんですけれども、これは町でやっているのか。物産館費の中なので、物産館関連だと思うので、物産館を管理している公社のほうでこの除融雪を行うべきじゃないのかと。町で予算とるんじゃなくてね。そういうふうにちょっと思ったものですから、それに対してどうことなのかお聞きします。

さらに、同じ物産館費の中で、工事請負費、施設改修工事、どこを改修したのか。それと、改修の内容なんですね。

それとあと、備品購入費、何を購入したのかをお聞きしたいと思います。

あと、24ページの定住促進事業の中で委託料、地質調査業務の37万 4,000円とあるんですけれども、これどこの地質調査業務を行ったのか お聞きしたいと思います。

あと、大変申しわけないんですけれども、32ページの債務負担行為の

中での大郷町児童館の放課後児童クラブの関係で、債務負担行為の中の その他の財源とあるんですけれども、これ何が財源になっているのかを お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 初めに、答弁願います。まちづくり政策課長。まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

ふれあい号に関しましてですけれども、人件費、これまでの人件費ということですけれども、現在の運行業者から8月までの実績によります報告は受けております。

今回の補正予算に計上しました予算についてもその参考見積もりをい ただいた中での計上という形になっております。

運転手の方が高齢になっているのではないかという御指摘がございましたけれども、その辺に関しましては、どこからか高齢かはあれですけれども、現在の運転手の方で運行自体が問題なく運行されているものと判断しているところでございます。

あと、運行先が限定されているのかということですけれども、基本的にふれあい号に関して、町内、町外について申し上げますけれども、町外の運行先につきましては、基本的に利用者の方々から要望があった場所につきまして、こちらでその施設あるいはスーパーや医療機関に出向きまして、こういったことがあるので、乗降所として使わせてほしいということをお願いし、了解をいただいたところについて乗降所として指定しているものでございます。

続いて、定住促進のほうの地質調査業務についてでございますけれども、こちら既に終わった業務ではなく、今後予定する業務でございます。これから町が定住促進を考えていく上で、町有地をいかに活用するかということになったときに、例えばそこを住宅地に使おうとした場合、そこが実際に本当に住宅地として適している場所なのか、そういったことを判断するための調査業務の委託でございます。

全ての場所が現在確定しているわけではございませんで、現在あくまでも想定でございますけれども、旧、今で言うと新みやぎ農協の大松沢支店跡地、そして、ふれあいセンターの南側の場所、あるいは東沢住宅や田布施住宅、そういったところも業務を検討しているところでございます。以上です。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

物産館費に係る3点につきましてお答えいたします。

まず、除融雪費、除融雪業務ということになりますが、こちらにつきましては、農政商工課で所管している施設ということで、ふれあいセンター21がございますが、そちらのほうでも除融雪ということで、町のほうで実施してございます。

それと同じように、農政商工課所管の物産館ということになってございますので、町のほうで契約のほうさせていただいて、町のほうの予算から直接委託費として支払いのほうしております。

続きまして、施設の改修工事でございますが、こちらにつきましては、 県道沿いにございます広告塔、20メートルぐらいある広告塔ございます が、そちらのライト、夜間のライトアップのためのライトの改修工事で ございます。下の地上部分に1棟、これが700ワットのものと上部中段 にあるんですけれども、そちらに8棟200ワットのものを設置するとい うことで、そちらもともとついているものの改修ということになります。 続いて、備品、機械器具購入費ということになりますが、こちらにつ きましては、自動体外式の除細動器の購入ということになります。 A E Dの購入ということになります。 こちら2012年製のもので、7年保証と いうことになりますので、ちょうどその保証期間が切れるということが ございますので、その更新ということで1台更新するといった内容にな ってございます。以上です。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

児童クラブの特定財源のところでございますが、その他の648万円につきましては、利用者からの利用料、月額3,000円、1人当たり月額3,000円になります。 2人目以降ですと、1人1,500円になりますが、その利用料でございます。以上です。

議長(石川良彦君) ほかに。大友三男議員。

4番(大友三男君) ふれあい号なんですけれども、今の御答弁をお聞きしますと、利用者からの要望があり、極端な話しますけれども、極端な話お聞きしますけれども、例えば仙台駅までお願いしますといった場合に、仙台駅、JRさんのほうから許可もらえば行けるというふうに理解してよろしいんでしょうか。ということです。

それ1点と、あとどこから高齢者なのかと。60歳以上高齢者ですよ。 世の中では。その扱いですよ。新聞、テレビ報道でも。もともと以前住 民バスなんかでも60歳定年。それを65歳まで延ばして、さらに70歳まで 延長した経緯がありますけれども、今いろいろと事件事故なんかでも大 体60歳以上、私もその年超えていますけれども、そういう中での事故、いろいろな形の事件事故というのがあるようなんですけれども、やはりそのようなことも考えて、しっかりとしたその管理といいますか、町としての管理ですね。をどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

あと、この予算、人件費の関係で正確な数字は出せないのでお答えできないと思うんですけれども、人件費の関係なんかでもそうなんですけれども、私の聞いている話ですと、要望がなく、仕事がないときでも給料もらっているんだというようなお話もちょっと耳にしたものですから、やはりこういうふうな要望のないときにでも人件費負担するような形でなくて、現在70歳近い方も運転していらっしゃるようなので、シルバー人材センターの人材を活用するなり、そうすると1時間幾らで済むわけですから、要望がないときは、人件費の負担もなくなるわけなので、そういうことも考えていくべきではないかなと思うんですけれども、その件に関しても答弁お願いしたいと思います。

あと、先ほどの物産館の除雪の関係なんですけれども、これ町の所管といいますか、担当だということなんですけれども、これ物産館道の駅の管理というものを㈱おおさと地域振興公社に委託しているわけであって、だったら、それの従業員さんなりなんなりが除雪、融雪すればこの経費というのは生まれないんじゃないかと思うんですけれども、それに関して、お考えというものをお伺いしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。まちづくり政策課長。まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

ふれあい号の乗降所について、例えば仙台駅以外、許可が得られれば 仙台駅でも可能なのかということですが、実際にそこまで運行するとい うことになれば、それは実際に可能です。ただ、現在は、試行運行とい う形の中で運行しておりますので、1市3町、大崎市、鹿島台、松島町、 利府町、大和町に限定して運行しているものでございます。

なお、今後来年度の本格運行に向けて、その乗降所についても検討を 加えてまいりたいと考えております。

運転者に関します運行管理につきましては、これも実際に来年度の本格運行に向けての検討という形になるかと思いますけれども、そういったところも含めて考えてまいりたいと考えております。

時間があいたときであれば、シルバー人材センターの活用というお話 もございました。これにつきましても、来年度の運行委託業者の選考の 段階の検討について検討を進めてまいりたいと考えております。以上で す。(「高齢者の定義、どのように考えているかという」の声あり)

定義につきましては、ここはちょっとあれですけれども、実際に60歳であっても運転について問題ないかとはもちろんおります。おりますというか、問題ないと思って、現在運行をお願いしている運転者につきましては、問題ないものと判断しているところでございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) 物産館費の除融雪につきましてでございますが、 こちらにつきましては、先ほど議員のほうからお話ありましたとおり、 従業員で対応できる部分につきましては、対応しているといった部分が 当然ございます。

ただ、やはり雪の量が多いといった場合に、重機を使う際にこちらの 建設業者さんということになりますが、委託のほうの中で除雪していた だいて、委託料のほう発生してくるというようなことになっております。 以上でございます。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) ふれあい号、来年度の委託業者がどのようになるかという、それによっていろいろと形式といいますか、人材、運転手によっても行き先といいますか、運行先によっても変わる可能性がありますというふうな答弁と私捉えたんですけれども、やはり常日ごろ町長言っているように、大郷町は財政が決して豊かではないというような考えをお持ちなわけですから、やはりその中でいかにして1つある予算を有効に活用できるかということをやっぱり考えてやっていただかなきゃいけないんじゃないかと思うわけなんですけれども、やはりこういうふうなふれあい号にした場合には、たしか前の日までの予約で業務が決定するというふうに私聞いていますけれども、そうした場合には、もう前の日に予約がなければ次の日は運行がないわけですから、やはりそういうものも考慮しながら、やはり予算編成なりなんなりというものも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、それに関して、最後に答弁いただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) 実際に当日運行するかどうかについては、 今の試行システムの中では前日にわかることはそのとおりでございます。 ですが、予算編成の段階で申し上げれば、毎日運行するという前提の中 で考えるのがもちろんのことかと思っております。 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) まず、13ページの寄附金の中のふるさと納税寄附金、今回補正で3,000万円ほど上がっているわけですが、昨年中も1億円近くの寄附ということがあったんですが、この努力は大変認めるんですが、毎年聞いているんですが、返礼品いつも米、それからビール、肉等の返礼品だと思うんですが、そのほかに目玉となるような返礼品を開発しているのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、22ページの農地費の中の鶴田川沿岸維持管理工事費462万6,000円と、この内容を教えていただきたいんですが。よろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) まず、ふるさと納税についてお答えいたします。

返礼品につきましては、今現在87品目ということで、ホームページのほうに掲載させていただいて、あと専用サイトのほうにも掲載してございまして、全国の方から御寄附をいただいているところでございますが、新たな今年度につきましても、新たな農業法人が生産を開始してございまして、その事業者からも新たな部分もございますし、あと、体験型のふるさと納税の返礼品ということで、今後今その事業者と調整してございまして、新たな部分が今後年内中に多分出てくるかと思いますが、調整させていただいておるものでございます。

前にもお話ししましたが、もし議員の皆様方からもしございましたら、 御提案をいただければ、担当課のほうで調整させていただきますので、 よろしくお願いしたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

22ページ5考え農林水産業費5項農地費の中の鶴田川沿岸維持管理工事費462万6,000円の件でございますが、こちらにつきましては、前川地区の水路布設工事並びに行井堂堰の土のうと取水のための設置に要する費用が確定したことによるものでございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) さっきのふるさと納税寄附金なんですけれども、78品目、 その中でもやっぱり一番いいものとか、ちょっと人気のないものとか、 いろいろあると思うんですね。例えば、一回も頼まれたものがないとい うようなのはどのように考えているのか。新しいものと交換していくの か、その辺ちょっと聞かせてほしいんですが。 議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 一番人気が今現在町とすれば、仙台牛の産地ということで、今やっているわけでございますが、仙台牛ではないんですが、牛タンがやっぱり一番人気でございまして、約8割の方が牛タンということでございます。それで、産地につきましては、外国産となってございますが、やっぱり宮城といえば牛タンということで、全国に知名度があるわけでございまして、それで国においても本来であれば地場産品ということで国の基準にあるわけでございますが、これも国のほうにうちのほうで申請したところ、これはオーケーだと、牛タンにつきましてはオーケーだと。外国産でもオーケーだというようなのをもとに今進めておるものでございまして、今後も引き続き頑張っていただきますし、牛タンも1業者だけでなくて、ほかの事業者も提案させていただいてございます。それで、新たな提案を今回したところ、やっぱりすごい人気がございまして、思った以上の予想以上の御寄附をいただいているというような状況でございます。

それで、返礼品の中にどうしてもやっぱり牛タンは8割いますが、米なり、お酒なり地ビールなりがございます。大分少ない部分はございますが、毎年度事業者様といろいろ研修会、勉強会を開いた中で、いろいろ今現在のいわゆる全国の動向とか、ふるさと納税の返礼品の動向なりをいろいろその事業者からの提案、あと町からの提案もしながら、いろいろ研修をしながら、いいものを出していただくように、事業者のほうの皆様も研修をし、提案していただいているというような状況でございますので、毎年同じものだけではございませんので、新たな提案ということで出てきておりますので、なお一層よろしくお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長(石川良彦君) ほかに。9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) ちょっと戻りまして大変恐縮なんですけれども、12ページのプレミアム付商品券事業補助金の件なんですが、これ一括して2万円で購入するのはちょっと大変だよという声がちょっとあったんですね。これ、分割して、何回かに分けて購入できるのかという点と、あとそれから、さっきの説明を聞いていますと、3歳以下の子供さんのいる世帯とあと住民税非課税世帯ですよという、その手続で何か違いがあるような感じの説明として受けたんですけれども、その辺のところの説明をまずお願いいたします。

あと、18ページのふれあい号の運行管理業務なんですけれども、この

対象者が1,476名いますよということで、この対象者の中には免許証持っている人も入っているのかなと思うんですけれども、その辺のちょっと確認と、あと私町内回ったときに、住民バスがとまる場所が遠くて大変なんだと。足が悪いのでという話があったので、これふれあい号のこの説明書を持っていった家があったんですよ。そのときに、その家は、老夫婦と子供たちもいるんだけれども、その辺の会話が余りなくて、そういう町の温かい施策がわかっていなかった。だから、今回アンケートもそこにとるよということでございますが、もうちょっと一工夫して、何か老人クラブなんかも入ったうちでの、何かそういうやりとりというのが必要なんじゃないかなと、こう思ったので、その辺についての所感を伺いたいということと、あと、26ページのこのトイレの件なんですが、これ中学校の残りのトイレ全部を該当しているのか。

そして、最終的にはそのトイレの質、今はやりのシャワートイレまでなっちゃうのか、その辺のところの狙いをどうしているのか、お答えいただきます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) それでは、お答えさせていただきます。

プレミアム付商品券について、先ほど2万円で2万5,000円分の商品券が買えるということで御説明申し上げましたが、これにつきましては、4,000円で5,000円分の商品券が買えるということを1回として、それを5回まで買えるというものになっております。

1回で4,000円で5,000円分の商品券、その商品券につきましても、500円券を基本としております。

次に、取り扱い、住民税非課税世帯とあと子育て世帯、3歳未満養育育て世帯につきまして、取り扱いが違うんじゃないかということでありますが、違います。

まず、住民税非課税世帯に関しましては、申請書を町に提出していただくことになります。非課税者においても、課税者から扶養されている方については、対象外となりますので、その辺を確認する意味で、申請書を提出してもらうということです。その後町から商品券引きかえ券のほうを町から交付するようになり、それを持って商品券を購入していただくということになります。

子育て世帯に関しましては、直接対象者に引きかえ券を送付しまして、 町で購入していただくということになります。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

ふれあい号の登録者1,476名についてですが、こちらについては、対象者は75歳以上であれば誰でもですので、免許証の有無に関しましてはそこは問題では、有無は関係なく、全ての方が対象という形になっております。

通知に関して事業わかっていない方がいるというお話ございました。 ふれあい号に関しまして、これまでの運行の御案内、1月から始まった わけなんですけれども、その後にいろいろ運行形態の変更等がございま した。その都度対象者全員に御案内を差し上げているところです。これ につきましても、個人名で封書で差し上げておりますので、その御家庭 の中でどういう郵便物を取り扱いをなさっているかはわかりませんけれ ども、それぞれ個人に対して通知を御案内しているところでございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

トイレ改修の内容につきましては、校舎1階から4階のトイレ全部を 改修を予定しているところでございます。

先ほどお話ししたとおり、配管のほうも築33年建築からたっていますので、トイレの上物だけじゃなく、配管も含めた工事を予定していますし、ただ、トイレのウオシュレット化につきましては、今後設計の中で学校等とも話し合いを進めながら、内容については詰めていきたいと思っているところでございます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) ふれあい号の周知なんですけれども、個人名で確かにやっているんだけれども、意外と家庭においては、それが開けられないで、そういう家庭もあるんじゃないかなと思うんですね。意外とわからなかったと言うんですよ。

だから、何か老人クラブの会報なんかにもそういうようなものを載せて、同じような年代間同士で話ができるようなスペースというか、そういう場もつくったほうがいいような気がするので、検討してほしいなと思いますが、所見を。

議長(石川良彦君) 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

来年度の本格運行に向けて、周知方法についてもできるだけ皆さんに 利用していただけるように努めてまいりたいと考えます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。8番石川壽和議員。

8番(石川壽和君) ふれあい号についてなんですけれども、ある利用者から 例えば病院なり買い物なりに行くのに、途中金融機関に寄りたいという 方がいらっしゃって、それはだめだということで断られたそうなんです。 最初に言った目的に行くのが建前なので、途中金融機関に寄ってお金を おろして行きたかったのにできなかったというような話聞きましたので、 その点どうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、24ページ、7款4項の住宅費の町営住宅石綿含有量調査業務、これ場所どこなのか。私ちょっと聞き間違いかもしれませんが、古い東沢か、そっちの住宅というようなことに聞いたと思うんですが、その辺ちょっともう一回お聞かせをいただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

現在ふれあい号の試行運行につきましては、自宅から目的地まで送り届けるという運行を行っているところであり、途中で寄り道をするというような形の運行形態にはしておりません。

なお、帰りも利用する場合にですけれども、そちらは結局おりたところからまた乗っていただくという運行にしております。ですので、おりたところじゃないところから帰りは違うところから来るといったことも現在は認めていないところでございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

7款土木費1項住宅管理費の中の委託料の町営住宅石綿含有量調査業務、場所でございますが、こちらにつきましては、公営住宅の東沢並びに田布施でございます。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) せっかく親切で運行しているふれあい号、申請した1カ 所にしか、途中お金をおろしてからでないと行けない人だって多分いら っしゃるでしょう。せっかく何度も申し上げますけれども、親切心で始 めた事業で、かえって逆にすごく不親切だったというようなお話だった ので、その辺試験運行という形だと言われればそれまでなんですが、そ の辺も考えていただきたいと思います。

それから、石綿含有、東沢住宅も田布施も恵の丘に引っ越しなされば、 多分解体の方向だと思うんですが、今さらこの石綿の含有量調査する必 要があるのかどうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

東沢住宅並びに田布施住宅につきましては、建てかえに伴いまして、 入居されている方は高崎団地のほうに移られる方向になってございます が、建設当時石綿について含有しているかどうかの判断を調査する調査 でございまして、この調査によりまして、解体の方法に違いが出てきま す。含まれていなければ、そういった対処は必要ないですが、石綿が含 まれていますと、飛散防止の対策等の費用も出てきますので、そのため の調査でございます。

議長(石川良彦君) ふれあい号については、新年度からの要望ということで よろしいですね。先ほどから答弁しているとおり、新年度に向けて検討 していくということなので、答弁いいですね。

ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番(若生 寛君) これは以前にも私ちょっと指摘といいますか、したことあるんですが、時間外勤務手当についてちょっとお聞きしたいんですが、今回総務費、衛生費、農林水産費、土木費、教育費で約430万円ほどの時間外勤務手当なっているわけなんですが、これ延べにしてどれぐらいの人数で時間外になっているものなのか。こんなに多いんだったら、臨時なりパートなり、人を休んで負担をもう少し軽くしてもいいと思うんですが、そういう考えないものか、まず1つお伺いしたいと思います。

あと、27ページの教育費、負補交、全国青年大会選手派遣費助成、ここに4万円とあるんですが、こちらの何名ぐらい対象にして助成するのか、その辺お聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

職員の時間外についての御質問でございますが、まず、年度当初時間外も多いということもあって、当初予算ベースでは約最大前年度の8割ぐらいを目標として、最大でも予算要求として各課の、当初のほうでは予算措置をいたしました。前年度の予算ベースから8割上限として認めまして、予算要求をいたしまして執行しているんですけれども、半年がたって、やはりどうしても課によっては、業務量の多い、少ない等がございまして、来年3月まで時間外が不足するという課があって、幾つかの課で今回予算要求がされたものでございます。

時間外につきましては、その多い、少ないございますが、管理職を除 く約100名にありますけれども、その職員が時間外をしてございます。

一部臨時職員で対応できるものについては、臨時職員を雇用してやっ

ている業務もございますが、なかなかそうはいかない専門的な部署もございますので、なかなか時間外というものは、その時間外の抑制には努めているところではございますが、やむをえず時間外、今回要求させていただいているところでございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長(菅野直人君) お答えいたします。

こちらにつきましては、11月9日に行われます第68回全国青年大会の合唱大会に黒川連合青年団が宮城県の代表で出場することになりまして、その中の2名が大郷町青年団に所属しております。その2名に対する助成ということになります。

議長(石川良彦君) 若生 寛議員。

13番(若生 寛君) 時間外手当なんですが、やはり時期的にこの時期はこの 課では必ず忙しがって人が必要なんだよというのがわかると思うんです よね。やっぱりそれに対してやはり臨時なりパートをお願いして、軽減 するという対策は、私これ絶対必要じゃないかと思いますので、その辺 の考え、もう一度お答えいただきたいなと。どうしても必要なんだから、 やはり人は確保してほしいなと思うんですが、その辺もう一度考えお伺 いします。

また、青年大会の件ですが、2名だから4万円で、1人2万円で多いか少ないかはあろうかと思うんですが、場所、多分東京だと思うんですが、新幹線で行ってきたばかりでも2万円では終わらないと思うんですね。せめて交通費なり、あるいはまた宿泊があるんだったら、その辺のある程度一部も見てやってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺可能なのかお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

職員の定員管理に基づきまして、ここ10年来むしろ少しずつ職員数は ふやしてございます。ただ、時間外そのものが減らないと。地方分権の 業務量が多くなっていると言ってしまえばそれまでですけれども、あと は、今議員御指摘のとおり、季節的なもの、時期的なもので業務量が集 中するもの、臨時職員で対応可能なものにつきましては、再度各課に指 示をいたしまして、時間外の抑制並びに職員の負担のほうを減らしてい きたいというふうに思ってございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長(菅野直人君) お答えいたします。

今回11月9日に大会自体は9日にございますけれども、8日の日からリハーサルがございまして、9日の日の午前中に発表があるということで、1人頭大体5万2,000円ほどかかるというふうに聞いておりまして、そのうち対象となります参加費であったり、宿泊料、それから交通費、大会運営費等の2分の1を町のほうで助成するという考え方でございます。

議長(石川良彦君) ここで、昼食のため休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番若生 寛議員。

13番(若生 寛君) 別に職員の皆さんにごまをするわけではないんですが、 やはり夕方は早く帰っていただいて幸せな家庭生活を送ってほしいと、 そのようなことも考えておりますし、ぜひ先ほども話あったんですが、 やはりパートなりを雇って、健全に仕事をしていただきたいと私思いま すので、その辺の考えを町長にお伺いしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) パートでできるものとできないものがあろうと思いますが、できるだけ職員の事務能力を高めるように指導してまいりたいと思います。

職員の年齢が大分若くなっている、そういうこともあろうかと思いますが、今後議員の御指摘を理解しながら、職員指導に当たってまいりたいと思います。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。3番赤間茂幸議員。

3番(赤間茂幸君) 17ページの15節工事請負費の中の側溝整備工事と水路整備工事、これはどの箇所なのか教えてもらいたいと思います。

あと、27ページの15節、これも工事請負費なんですけれども、施設設備等改修工事、社会教育施設管理費の中で、これはどこをどのように改修したのか教えてもらいたいです。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

17ページの工事請負費1,382万2,000円につきましては、側溝整備工事につきましては、郷和荘の下の部分の側溝の整備でございます。

あと、水路整備工事につきましては、粕川地区の旧粕川小学校に隣接 しております糟川寺のお墓と校庭の間に走っています水路の整備でござ います。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長(菅野直人君) 27ページの工事費につきまして御説明いたします。こちちは、海洋センターの県道大和松島線、利府松山線に面しておりますフェンスの改修工事でございます。

経年劣化によりまして、当初予算では撤去ということで予算計上しておりましたけれども、昨今の交通事故の状況、それから、施設を利用する子供たちの利用状況等を踏まえまして、さらに検討しまして、全長で283メートルあるわけですけれども、そのうちの152メートル、劣化の激しい部分の撤去、新設を計上してございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより議案第46号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第2号) を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第13 議案第47号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)

議長(石川良彦君) 次に日程第13、議案第47号 令和元年度大郷町国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第47号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第14 議案第48号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)

議長(石川良彦君) 次に日程第14、議案第48号 令和元年度大郷町介護保険 特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

- 9番(和賀直義君) 46ページの歳入の第1号被保険者保険料の373万円が減で すよということなんですけれども、これはなぜ減になったのかというこ となんですが。
- 議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。
- 保健福祉課長(鎌田光一君) 保険料の軽減につきましては、去る6月議会で 承認いただきました令和元年度の保険料改定分に伴う軽減が増加した分 で軽減となっております。以上でございます。
- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第48 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第15 議案第49号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第15、議案第49号 令和元年度大郷町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番(熱海文義君) 54ページのこの後期高齢者医療広域連合の納付金が100万 円上がったというのは、どういうことなのか教えてほしいんですが。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

出納整理期間内の納付が必要だった金額が今年度になってから納付するために103万円のほうを計上しております。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第49号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第16 議案第50号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第16、議案第50号 令和元年度大郷町下水道事 業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。 これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第50号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第17 議案第51号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第17、議案第51号 令和元年度大郷町農業集落 排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第51号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算 (第1号) を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。 日程第18 議案第52号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第18、議案第52号 令和元年度大郷町戸別合併 処理浄化槽特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第52号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第19 議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第19、議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲 事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第53号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第1号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第20 議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第 1号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第20、議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第54号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第 1号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

		定について
日程第22	認定第2号	平成30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入
		歳出決算の認定について
日程第23	認定第3号	平成30年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出

日程第21 認定第1号 平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認

日程第23 認定第3号 平成30年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について

日程第24 認定第4号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について

日程第25 認定第5号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第26 認定第6号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第7号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第8号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入 歳出決算の認定について

日程第29 認定第9号 平成30年度大郷町水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について

議長(石川良彦君) 次に、日程第21、 認定第1号 平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第2号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第3号 平成30年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第4号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第5号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第6号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第7号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第8号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第29、認定第9号 平成30年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号から認定第8号について説明を求めます。会計管理 者兼会計課長。

会計管理者(遠藤 努君) 認定第1号から認定第8号までの提案理由を御説明いたします。

初めに、認定第1号です。

それでは、決算書3ページをお開き願います。

認定第1号 平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成 30年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会 の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

初めに、平成30年度一般会計決算の概略について説明いたします。決算書1ページ、各種会計決算額総括表をごらんいただきます。なお、数値は以降適宜1,000円単位でまるめて説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入です。

収入済額C欄をごらんください。歳入決算額51億2,186万48円、予算対 比97.86%、前年度対比では約5,900万円の増です。

次に、歳出でございます。支出済額E欄をごらんください。歳出決算額48億5,814万3,943円、予算対比92.82%、前年度対比約1億5,100万円の増でございます。

歳入の概要を説明します。まず、4ページ、5ページをごらんください。

1款町税は、各税ともほぼ同額で、全体では前年比1,500万円ほど増の 11億7,600万円、また、各種交付金は、地方譲与税、地方消費税交付金 は前年を上回ったものの、そのほかの交付金は前年度を下回りました。

次に、10款地方交付税です。普通交付税、特別交付税とも前年度を下回り、全体で2億3,200万円ほどの減額となりました。

特定財源関係では、12款分担金及び負担金で650万円の減、14款国庫支出金、6ページ、7ページのほうになりますが、4,500万円増、15款県支出金は7,900万円の増、16款財産収入は260万円増、17款寄附金は3,200万円増、18款繰入金においては、各種繰入金の増によりまして、前年度比約1億6,400万円増、19款繰越金は7,100万円の減、20款諸収入は2,800万円の増、次のページになります。

8ページ、21款町債は130万円の減となり、歳入総額で対前年比で 5,900万円、率にして1.17%の増となっております。

次に、歳出です。10ページから13ページの部分です。

まず、目的別に見ましたところでは、2款総務費が全体として8億9,400万円で、前年比11.8%の増となっております。ふるさと応援寄附金御礼品の増、公共施設整備基金の増、水道会計補助金等により増額となりました。

第3款民生費が全体として10億4,100万円で、前年比約8,000万円、率にして7.1%の減となっております。

第4款衛生費で、全体として3億3,200万円で、前年比約1億6,200万円、率にして32.8%の減となっております。黒川地域行政事務組合のごみ焼却処分の負担金が減ったことによるものでございます。

第5款農林水産業費、全体として3億7,000万円で、物産館改修補助金

により前年比約7,600万円、率にして25.7%の増となっております。

第7款土木費は、全体として7億8,300万円で、町道補修工事により前年比約9,300万円、率にして13.5%の増となっております。

第9款教育費は全体として5億5,500万円で、前年比約3,100万円、率にして5.3%の減となっております。

第10款災害復旧費は、全体として1億5,800万円で台風21号による災害復旧工事が翌年度に繰り越ししたことなどにより、前年比約1億3,100万円の大幅な増となっております。

それでは、款ごとの決算概要を説明いたします。決算書の4ページ、 5ページをごらんください。

歳入から決算数値を使いまして説明いたします。

第1款町税11億7,646万7,000円で、前年比プラス1.3%です。法人町民税で1,184万7,000円、13.0%増となりました。収入未済額は4,573万円で、前年度より825万1,000円減額となりました。

- 第2款地方譲与税4,516万9,000円で、前年比プラス1.3%です。
- 第3款利子割交付金79万円で、前年比マイナス15.1%です。
- 第4款配当割交付金165万5,000円で、前年比マイナス23.2%です。

第5款株式等譲渡所得割交付金141万4,000円で、前年比マイナス 35.2%です。

第6款地方消費税交付金1億5,693万5,000円で、前年比プラス4.9%です。

第7款ゴルフ場利用税交付金6,209万8,000円で、前年比マイナス4.1%です。

第8款自動車取得税交付金1,338万6,000円で、前年比マイナス6.7%です。

第9款地方特例交付金360万4,000円で、前年比プラスの3.9%です。

第10款地方交付税14億5,125万円で、前年比マイナス13.8%です。

第11款交通安全対策特別交付金79万7,000円で、前年比プラス4.7%です。

第12款分担金及び負担金2,500万8,000円で、前年比マイナス20.6%で す。保育所費用徴収金の減等によるものでございます。

続いて、6ページ、7ページをごらんください。

第13款使用料及び手数料7,687万1,000円で、前年比プラスの1.4%です。 なお、収入未済額の主なものは、住宅使用料でございます。

第14款国庫支出金4億4,104万3,000円で、前年比プラスの11.3%です。

公共土木施設災害復旧費負担金の増によるもので、前年度からの繰越分でございます。なお、収入未済額は、令和元年度への事業繰り越しに係るものでございます。

第15款県支出金4億861万8,000円で、前年比プラスの24.0%です。東 日本大震災道路舗装補修交付金によるものでございます。

第16款財産収入1,907万5,000円で、前年比プラスの15.3%です。不動産売払収入の増によるもので誤差。

第17款寄附金9,217万円で、前年比プラスの54.3%です。ふるさと寄附金の増によるものでございます。

第18款繰入金4億8,843万7,000円で、前年比プラスの50.5%です。各種基金繰入金の増によるものでございます。

第19款繰越金1億3,536万5,000円で、前年比マイナスの34.4%です。 繰越明許費等を含めた前年度繰越金です。

第20款諸収入1億7,875万8,000円で、前年比プラスの18.5%です。災害援護資金貸付金収入の増によるものでございます。なお、収入未済額の主なものは、未来づくり貸付金未償還分、奨学資金貸付金の滞納分、災害援護資金貸付金でございます。

8ページをごらんください。

第21款町債3億4,105万5,000円で、前年比マイナスの0.4%です。前年 度とほぼ同額でございます。

以上、収入済額合計51億2,186万48円です。

次に、歳出について、決算数値を用いて説明いたします。

10ページ、11ページをごらんいただきます。

第1款議会費9,537万8,000円です。前年比0.4%の増でございます。

第2款総務費8億9,394万7,000円で、前年比18.4%の増です。総務管理費、町税の賦課徴収、戸籍、選挙、統計、監査の各事務に要した経費でございます。主な支出は、人件費、庁舎管理費、公共施設整備基金積み立て、住民バス運行費、住基・税等の電算業務等に係るものでございます。ふるさと応援寄附金返礼品の増、公共施設整備基金の増、水道事業会計補助金等によりまして増額となりました。なお、翌年度繰越額は、会計年度任用職員例規整備事業、歯科診療所防水等改修事業に係るものでございます。

第3款民生費10億4,162万円で、前年比7.2%の減でございます。社会福祉、児童福祉の各事務事業に要した経費です。主な経常的支出は、人件費のほか、高齢者及び障害者福祉、児童手当、医療費助成並びに保育

園・児童館運営に係るものでございます。減の主な要因は、臨時福祉給付金、繰越明許分の事業収入によるものでございます。なお、翌年度繰越額は、プレミアム付商品券事業に係るものでございます。

第4款衛生費3億3,192万8,000円で、前年比32.8%の減です。各種健 診や母子保健事業、生活環境対策、黒川病院経費補助、ごみ収集業務、 黒川地域行政事務組合負担金、浄化槽会計繰り出し等に要した経費です。 減の主な要因は、黒川地域行政事務組合のごみ焼却処分費の負担金が減 ったことによるものでございます。

第5款農林水産業費3億6,816万1,000円で、前年比25.7%の増です。 農業委員会事業、農業畜産振興事業、土地改良事業負担金、林業振興事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、畜産競争力強化対策整備事業補助、多面的機能活動組織交付金、農地中間管理機構集積協力金並びに開発センター、縁の郷指定管理委託料、農業集落排水事業会計への繰出金です。農業振興総合補助金、担い手確保経営強化対策支援事業補助金の増が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額は、農林業系汚染廃棄物、牧草のすき込み処理事業に係るものでございます。

第6款商工費3,109万4,000円で、前年比15.4%の増でございます。商業振興事業、観光振興事業に要した経費でございます。人件費のほか、商工会助成などの内容でございます。人事異動に伴う人件費の増が主な要因でございます。

第7款土木費7億8,361万6,000円で、前年比13.5%の増です。土木管理、道路橋梁、河川、住宅、公園管理、都市計画の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、道路橋梁新設改良工事、除融雪業務、生活道改良舗装工事、高崎団地造成費用、下水道会計並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金等でございます。町道長福寺東成田線補修工事、高崎団地建設工事により増となっており、翌年度繰越額は土橋明ケ沢線道路改良事業、高崎団地建設事業、ハナダテ公園階段修繕事業に係るものでございます。

第8款消防費1億7,545万3,000円で、前年比6.1%の減です。主な支出は、黒川地域行政事務組合への消防負担金、消防団運営経費、消防用機械器具購入等でございます。黒川行政負担金の影響で減となったものでございます。

12ページ、13ページをごらん願います。

第9款教育費5億5,529万6,000円で、前年比5.3%の減でございます。 教育総務、小中学校、幼稚園、社会教育及び保健体育の事務事業に要し た経費でございます。主な支出は、人件費、奨学資金貸し付け、スクールバス運行、生涯学習事業並びに社会教育事業、各種施設維持管理及び学校給食事業に関する費用でございます。文化会館外壁等改修工事の影響で減となったものでございます。翌年度繰越額は、大郷小中学校空調機設置事業、給食センター給水設備改修事業に係るものでございます。

第10款災害復旧費 1 億5,816万3,000円で、1 億3,092万3,000円の増で ございます。台風21号による公共土木施設、農業施設等の災害復旧工事 によるものでございます。

第11款公債費 4 億2,118万1,000円で、前年比1.7%の減でございます。 記載の元利償還金です。

第12款予備費。予備費は、予算額1,000万円に対しまして672万4,000円 を充用しております。

以上、支出済額の総計は48億5,814万3,943円、予算現額に対する執行率は92.8%です。なお、翌年度繰越額を含めた実質執行率は96.6%でありました。

次に、決算書136ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

収入総額51億2,186万円、歳出総額48億5,814万4,000円、歳入歳出差し引き額2億6,371万6,000円は、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額2,364万1,000円、実質収支額が2億4,007万5,000円でございます。 実質収支額のうち、1億8,000万円を地方自治法の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第2号について御説明いたします。137ページをお開き願います。

認定第2号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成 30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見 を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

初めに、決算の概要について御説明いたします。決算書1ページ、決 算総額総括表をごらんいただきます。 収入済額C欄をごらんください。歳入決算額8億6,196万4,510円、予算対比95.84%、前年比では約1億3,500万円の減でございます。

次に、歳出です。 E 欄をごらんください。 歳出決算額 8 億4,877万6,679円、予算対比94.37%、前年比約7,900万円の減でございます。

それでは、138ページ、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

被保険者数の減及び国保税も減収しているわけでございますが、県単位化に伴い、県が保険財政の運営主体となったことから、国民健康保険特別会計においては、歳入歳出とも大幅な変更となってございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

- 1 款国民健康保険税は1億4,791万7,000円の収入済みで、前年度より 2,553万円の減、率にして14.7%の減となりました。不納欠損額は662万 8,000円で、収入未済額は2,938万6,000円となりました。
- 2款使用料及び手数料10万9,000円は、保険税の督促手数料でございます。
- 3款県支出金6億2,163万円は、保険給付費等交付金と乳幼児医療補助金です。
 - 4款財産収入22万5,000円は、基金の預金利子でございます。
- 5 款繰入金5,475万5,000円は、一般会計からの繰入金と基金からの繰り入れでございます。
 - 6款繰越金3,428万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。
- 7款諸収入321万6,000円は、保険税延滞金の収入と無資格受診等に係る返納金でございます。

以上、収入合計 8 億6, 196万4,000円の収入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

140ページをお開き願います。

- 1款総務費600万円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委 託料及び国保連合会負担金、保険税完納報奨金、国保運営協議会経費が 主なものでございます。
- 2款保険給付費5億8,832万3,000円は、療養給付、療養費、高額療養費、出産一時金、葬祭費の支出でございます。
- 3款国民健康保険事業納付金は、2億2,861万2,000円でございまして、 被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金でございます。
- 4款共同事業拠出金126円は、退職者共同事業拠出金に対する負担金で ございます。

5 款保健事業費999万5,000円は、特定健康診査及び特定保健指導、健 康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの 疾病予防対策事業に要した費用でございます。

6 款基金積立金22万5,000円は、基金に係る利子積立金でございます。 7 款諸支出金1,561万8,000円は、保険税の過年度分還付金、前年度の 精算による一般会計への繰出金でございます。

8款予備費につきましては、2万1,000円を充用しております。

以上、歳出合計8億4,877万6,000円の支出でございます。

次に、決算書158ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

収入総額 8 億6, 196万5, 000円、歳出総額 8 億4, 877万7, 000円、歳入歳出差引額1, 318万8, 000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額が1, 318万8, 000円でございます。実質収支額のうち700万円を地方自治法の規定により基金繰入額とするものでございます。

以上で平成30年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 説明を終わります。

次に、認定第3号について御説明いたします。159ページをお開き願います。

認定第3号 平成30年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成 29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意 見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

初めに、介護保険特別会計の概略について御説明いたします。決算書 1ページをごらんいただきます。

まず、収入です。 C 欄をごらんください。 歳入決算額10億1,426万8,846円、予算対比100.10%、前年比では約200万円の減でございます。

次に、歳出です。 E 欄をごらんください。歳出決算額 9 億7,927万7,262円、予算対比96.65%、前年比約200万円の減でございます。

それでは、160ページ、介護保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

まず、歳入でございます。

1款保険料2億1,304万4,000円は、第1号被保険者に係る保険料収入

でございます。前年対比では2.1%の減でございます。

- 2款使用料及び手数料2万2,000円は、督促手数料でございます。
- 3款支払基金交付金2億4,993万4,000円は、第2号被保険者に係る支払基金からの交付金等でございます。
- 4 款国庫支出金 2 億4,125万6,000円は、介護給付費の国庫負担金と調整交付金でございます。
 - 5款県支出金1億4,566万9,000円は、県負担分でございます。
 - 6款財産収入4万2,000円は基金の利子でございます。
- 7款繰入金、一般会計繰入金1億4,797万8,000円は、一般会計負担分と準備基金からの繰入金でございます。
 - 8款繰越金1,621万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。
 - 9 款諸収入10万円は、延滞金と情報開示に係るコピー代でございます。 以上、収入の合計が10億1,426万8,846円となります。

次ページをお開き願います。

歳出でございます。

- 1 款総務費1,692万8,000円は、電算システムほか一般事務経費、徴収事務経費、黒川行政への負担金、介護保険運営委員会経費等でございます。
- 2款保険給付費 9 億1,042万7,000円は、居宅介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費でございます。
- 3款地域支援事業費3,607万9,000円は、地域支援事業を通して実施する訪問介護サービス、健康長寿対策事業、包括支援センターの運営経費等でございます。
 - 4款基金積立金4万2,000円は、準備基金に係る利子でございます。
 - 5款公債費はございませんでした。
- 6 款諸支出金1,051万2,000円は、保険料の還付金並びに国、県への翌 年度精算に伴う返還金でございます。
- 7 款繰出金528万6,000円は、精算に伴う一般会計への繰出金でございます。
 - 8款予備費は、9万円を充用いたしております。
 - 以上、歳出合計 9 億7,927万7,262円でございます。
- 次に、180ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。
 - 歳入総額10億1,426万9,000円、歳出総額9億7,927万7,000円、歳入歳

出差引額3,499万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支が3,499万2,000円でございます。

実質収支額のうち1,800万円を地方自治法の規定によりまして、基金繰入額とするものでございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第4号について御説明いたします。181ページをお開き願います。

認定第4号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の認定について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成 30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意 見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

初めに、決算の概略について決算書1ページで御説明いたします。

まず、収入です。 C 欄をごらんください。歳入決算額8,117万2,315円は、予算対比100.21%、前年比で390万円の増でございます。

次に、支出済みでE欄をごらんください。歳出決算額7,994万6,890円、 予算対比98.7%、前年比約380万円の増でございます。

それでは、182ページ、後期高齢者医療歳入歳出決算書をごらんください。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

- 1款後期高齢者医療保険料5,240万3,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入でございます。収納率は99.86%です。
- 2款使用料及び手数料は2万2,000円、保険料の督促手数料でございます。
- 3款繰入金2,663万円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による 一般会計からの繰入金でございます。
 - 4款繰越金119万2,000円は、前年度からの繰越金でございます。
 - 5款諸収入1,000円は、保険料の延滞金でございます。
- 6 款国庫支出金92万3,000円は、高齢者医療制度円滑運営事業補助金で ございます。

以上、収入合計8,117万2,000円の収入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。190ページをお開き願います。 1款総務費145万円は、保険証発送などの一般事務に要した経費とシス テム改修業務、徴収事務費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,824万5,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

3款諸支出金25万1,000円は、保険料の更正等による還付金と事務費精 算による一般会計への繰出金でございます。

4款予備費は、1,000円を充用してございます。

以上、歳出合計7,994万6,000円の支出でございます。

次に、決算書194ページの実質収支について御説明いたします。

歳入総額8,117万2,000円、歳出総額7,994万7,000円、歳入歳出差引額122万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は122万5,000円でございます。

以上で平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

認定第5号につきまして、御説明を申し上げます。195ページをお開き 願います。

認定第5号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

まず、概略を説明します。決算書 1 ページのほうをごらんください。 収入決算額 2 億2,350万6,810円、予算対比94.68%、対前年比では約 1,800万円の減でございます。

次に、歳出です。歳出決算額2億1,912万6,905円は、対予算費で92.82% でございます。前年度対比では1,900万円の減でございます。

196ページをお開き願います。

初めに、収入でございます。

第1款分担金及び負担金31万1,000円は、下水道受益者負担金です。調 定額に対する収納率は100%です。

第2款使用料及び手数料4,701万1,000円は、下水道使用料と公認業者 登録手数料、責任技術者登録手数料でございます。調停額に対する収入 率は99.2%で、収入未済額は18万4,000円、また20万6,000円の不納欠損 額がございました。

第3款国庫支出金932万円は、社会資本整備総合交付金で、事業繰り越しにより690万円が収入未済額となりました。

第4款繰入金1億5,506万8,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの 繰入金で、前年度比144万9,000円の増となりました。

第5款繰越金349万5,000円は、前年度からの繰越金です。

第6款諸収入20万円は、下水道フェア助成金によるものでございます。

第7款町債810万円は、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事に伴 う下水道事業債でございます。

歳入合計で2億2,350万6,810円となりました。

198ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款下水道事業費6,494万円は、職員の人件費、下水道施設管理に係る事務費及びマンホールポンプの点検料、吉田川流域下水道維持管理負担金、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事、汚水升設置工事に要した経費でございます。また、マンホールポンプ長寿命化事業として1,380万円を繰り越ししております。

第2款公債費1億4,965万6,000円は、下水道事業債の元金及び利子の 償還金によるもので、前年度比19万1,000円の減となりました。

第3款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計で2億1,912万6,905円となりました。

次に、208ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 2 億2,350万7,000円、歳出総額 2 億1,912万7,000円、歳入歳出差引額438万円になり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額10万1,000円、実質収支額は427万9,000円となりました。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わります。

議長(石川良彦君) ここで10分間休憩といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時28分 開議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者お願いします。

会計管理者(遠藤 努君) それでは、認定第6号につきまして、御説明申し上げます。209ページをお開き願います。

認定第6号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

まず、1ページをごらん願います。

歳入決算額5,101万906円、予算対比99.96%、前年比では880万円の減 でございます。

歳出決算額4,993万4,866円、予算対比97.85%、前年度費約640万円の 減でございます。

それでは、210ページをお開き願います。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金については、本年度はございませんでした。

第2款使用料及び手数料643万9,000円は、農業集落排水使用料で前年 度比2万3,000円の増となりました。また、収入未済額は1万4,000円と なりました。

第3款県支出金の収入はございませんでした。

第4款繰入金4,113万7,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入 金で、前年度比751万9,000円の減となりました。

第5款繰越金343万5,000円は、前年度の繰入金です。

収入合計で5,101万1,906円となりました。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費2,279万8,000円は、職員の人件費、農業集落排水施設管理に係る事務費、マンホールポンプ清掃業務委託料と修繕工事、排水桝設置工事に要した費用でございます。

第2款公債費2,713万6,000円は、下水道事業債の元金及び利子の償還金で、前年度とほぼ同額でございました。

第3款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計で4,993万4,866円。

次に、220ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。

歳入総額5,101万2,000円、歳出総額4,993万5,000円、歳入差引額が107万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、

実質収支額107万7,000円となりました。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

次に、認定第7号につきまして御説明申し上げます。221ページをお開き願います。

認定第7号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出 決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

決算書1ページをごらん願います。

歳入決算額5,519万681円、予算対比98.10%、前年比では約350万円の 減でございます。

歳出決算額5,320万8,842円、予算対比94.71%、前年比約390万円の減 でございます。

220ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金37万7,000円は、浄化槽設置に伴う受益者分担金です。

第2款使用料及び手数料1,993万6,000円は、浄化槽使用料で、前年度 比57万5,000円の増となりました。収入未済額は4万3,000円で、調定に 対する収納率は99.5%となりました。また、5万6,000円の不納欠損額 がございます。

第3款国庫支出金207万円は、浄化槽設置に対する国庫補助金で、前年 度比207万6,000円の減となりました。

第4款繰入金2,687万8,000円は、歳入不足分に伴う一般会計からの繰 入金でございます。前年度比149万5,000円の増となりました。

第5款繰越金153万4,000円は、前年度の繰越金です。

第6款諸収入51万3,000円は、消費税の還付金でございます。

第7款町債380万円は、浄化槽設置工事に係る下水道事業債でございます。前年度比170万円の減となりました。

歳入合計で5,510万9,681円。

次ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款合併浄化槽事業費4,518万3,000円は、職員の人件費、保守点検 業務委託料、浄化槽建設工事に要した経費でございます。

第2款公債費802万5,000円は、起債の元金、利子の償還金です。

第3款予備費の充用は6万円でございました。

歳出合計で5,320万8,842円。

次に、234ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。

歳入総額5,511万円、歳出総額5,320万9,000円、歳入歳出差引額190万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は190万1,000円となりました。

以上で大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計の決算の説明を終わります。 次に、認定第8号について御説明いたします。235ページをお開き願い ます。

認定第8号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の 認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

決算書1ページをごらんになっていただきます。

歳入決算額5,465万1,479円、予算対比83.78%、前年度比では約6,200万円の減でございます。

歳出決算額5,454万894円、予算対比83.61%、対前年比で約6,100万円 の減でございます。

それでは、236ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

歳入総額は前年度より52.9%の減、5,465万1,000円で、造成事業が完了し、分譲事業に移ったことによる減となりました。

- 1款繰入金57万2,000円で、一般会計からの繰入金です。
- 2款繰越金93万円、前年度からの繰越金となります。
- 3款財産収入は5,314万9,000円、恵の丘16区画分の販売収入となります。

歳入合計5,465万1,479円です。

次に、歳出について、238ページをお開き願います。

歳出総額は5,454万円で、前年度より52.7%減となりました。 239ページの支出済額の欄をごらん願います。

1 款宅地分譲事業費5,443万8,000円は、恵の丘分譲に係る広告費用や 看板設置工事費、分譲地除草業務、分譲地売払収入額の一般会計繰出金 が主な支出です。

- 2款公債費10万2,000円は、町債の利子償還金となります。
- 3款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計5,454万894円の支出額です。

次に、決算書244ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,465万1,000円、歳出総額5,454万1,000円、歳入歳出差引額 11万円、実質収支額は11万円となったものでございます。なお、実質収 支額のうち基金繰入額はございません。

以上で平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の説明を 終わります。

認定第1号から認定第8号までそれぞれの事項別明細書をごらんいただき、御審査の上御理解を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

- 議長(石川良彦君) 以上で認定第1号から認定第8号の説明を終わります。 次に、認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。
- 地域整備課長(三浦 光君) それでは、認定第9号について御説明申し上げます。251ページをお開き願います。

認定第9号 平成30年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認 定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、 平成30年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意 見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

初めに、平成30年度の業務状況について御説明いたします。

263ページをお開き願います。

(1)の業務量でございますが、年度末におけます給水件数は2,466件で、前年度より21件の増、給水人口は7,759人で、前年度より106人の減となりました。年間総配水量は88万4,455立方メートルで、前年度より0.2%の増、年間総有収水量は67万4.126立方メートルで、前年度比0.2%

の減となりました。また、有収率は76.2%で、前年度比0.3%の減となっております。

続きまして、(2)事業収入に関する事項でございますが、事業収益が 2億2,853万9,116円で、前年度比480万6,805円増、率にして2.1%の増 となっております。主な要因は、高崎団地の整備に伴う水道加入金の増 などによるものでございます。

次ページをお開き願います。

(3)事業費用に関する事項でございますが、事業費用が2億902万9,920円で、前年度比988万1,479円の減、率にして4.5%の減となっております。主な要因でございますが、配水管の漏水修繕工事の減や経営戦略策定業務が終了したことによるものでございます。収支におきまして1,950万9,196円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。252ページをお開き願います。

平成30年度大郷町水道事業決算報告書。

説明につきましては、決算額で説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

(1)収益的収入及び支出

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益は2億4,177万円で、前年度比385万2,000円の増、率にして1.6%の増となりました。第1項営業収益2億2,283万5,000円は、水道料金、加入金、手数料及び下水道などの事務受託料などです。前年度比685万9,000円の増、率にして3.2%の増となっております。第2項営業外収益1,893万5,000円は、預金の利息、長期前受金戻入益が主なものです。前年度比297万6,000円の減、率にして13.6%の減となりました。第3項特別収益はございませんでした。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は2億2,116万円で、前年度比1,150万1,000円野減、率にして4.9%の減となりました。第1項営業費用2億407万8,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品並びに減価償却費などです。前年度比1,226万1,000円の減、率にして5.7%の減となっております。第2項営業外費用1,653万8,000円は、企業債の支払利息、消費税などによるものです。前年度比37万8,000円の増、率にして2.3%の増となりました。第3項特別損失54万4,000円は、不納欠損処分に伴う消費税相当分による

ものです。前年度比38万3,000円の増、率にして237.9%の増となっております。第4項予備費について、支出はございませんでした。

次ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

まず、収入です。

第1款資本的収入は、6,192万2,000円で、前年度比2,196万9,000円の増、率にして55.0%の増となりました。第1項工事負担金はございませんでした。第2項他会計負担金202万1,000円は、消火栓設置工事に伴う負担金です。前年度比61万7,000円の増、率にして43.9%の増となっております。第3項企業債1,900万円は、石綿セメント管更新事業に係る企業債です。前年度比450万円の減、率にして19.1%の減となっております。第4項国庫支出金、第5項出資金についてはございませんでした。第6項他会計補助金4,090万1,000円は企業進出に伴う大松沢地区配水管布設工事によるものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出は1億3,941万2,000円で、前年度比5,196万2,000円の増、率にして59.4%の増となっております。第1項資産購入費15万7,000円は、色度濁度計並びに残留塩素計の購入によるものです。第2項建設改良費1億54万3,000円は、大松沢地区の石綿セメント管更新工事、長崎地区、大松沢地区排水管布設工事、味明地区、川内地区の配水管布設替え工事並びに川内地区の消火栓設置工事が主なものです。前年度比5,096万2,000円の増、率にして102.8%の増となっております。第3項企業償還金3,871万2,000円は、企業債の元金償還分です。前年度比126万4,000円の増、率にして3.4%の増になりました。

続きまして、下の欄になります。

資本的収入が資本的支出額に不足する額7,749万円は、過年度分損益勘定留保資金7,321万円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額427万9,000円で補塡をいたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。257ページをお開き願います。

平成30年度大郷町水道事業剰余金計算書。

こちらの表の右から3列目をごらんいただきます。

利益剰余金の当年度末残高ですが、前年度繰越利益剰余金1億6,341万9,000円に当年度変動額1,950万9,000円を加え、1億8,292万8,000円となっております。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、内処分額につきましてはございませんので、繰越利益剰余金を1億8,292万8,000円とするものです。 以上で認定第9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第9号につきまして、損益計算書などをごらんいただきまして、御審査の上御認定賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。よろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 以上で認定第9号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕監査委員。

代表監査委員 (雫石 顕君) それでは、平成30年度大郷町各種会計歳入歳出 決算等の審査結果及び意見を述べさせていただきます。

書類は、平成30年度各種会計決算審査意見書のほうをお開きください。 こっちのほうを使いますので。

大郷監第15号令和元年8月23日

大郷町長 田 中 学 殿

大郷町監査委員 雫 石 顕 大郷町監査委員 赤 間 滋

平成30年度大郷町各種会計決算審査及び各基金の

運用状況の審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類を審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1ページをお開きください。

第1章 審査の概要を御説明申し上げます。

第1項 審査の対象は、表の1から8の平成30年度大郷町一般会計歳入歳出決算ほか、7特別会計歳入歳出決算。9番、平成30年度財産に関する調書。10番、平成30年度各基金の運用状況及び11番の平成30年度大郷町水道事業会計決算でございます。

以上が審査の対象となります。

第2項 審査の期間は、令和元年7月23日から8月7日までのうち、 11日間にわたり審査を実施いたしました。

第3項 審査の方法です。

この審査に当たっては、町長から提出された平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類に基づき、

- ①決算の計数は正確であるか
- ②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか
- ③財政運営は健全であったか

に主眼を置き、また公有財産、基金、物品の管理等についても留意しながら、帳簿、証拠書類を審査するとともに、関係機関から必要な資料の提出と説明を求め、さらに、今までの監査の結果等も参考にするなどし、慎重に審査を実施しました。

2ページをお開きください。

第2章 審査の結果を報告します。

第1項 決算計数について

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明 細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠し て作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結 果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況についても関係諸帳簿と符合しており、誤りのないものと認められました。

第2項 一般会計及び特別会計の概要、総括をお話しします。

1. 総括

(1)決算規模

平成30年度一般会計及び特別会計(水道事業会計を除きます)の決 算の総額は、

歳入 74億6,354万5,595円

歳出 71億4,295万6,281円

差引 3億2,058万9,314円となりました。

この決算額を前年度と比較すると、歳入では約1億6,589万円、2.17%の減少、歳出では約1,202万円、0.17%の減少になりました。詳細につきましては、先ほど会計管理者等からの御説明がございましたので、省略させていただきます。

なお、内容につきましては、3ページ以降の参考資料として掲載して おりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

4ページをお開きください。

(2)収入未済額及び不納欠損額の状況

収入未済額は、前年度に対し約3,846万円増加し、4億55万4,159円となりました。この主な増加要因は、貸付金元利収入金等の未収金であるが、町債及び国庫支出金については、事業が翌年度に繰り越しになったことにより、未収入特定財源となったものであります。

不納欠損処分については、一般会計で94件、300万5,750円、国民健康保険特別会計で105件の662万8,569円、介護保険特別会計では25件、123万6,429円、下水道事業特別会計で25件の20万6,479円、戸別合併処理浄化槽特別会計でも2件で5万6,100円となり、前年度に比べて約183万円上回りました。

次のページをお開きください。5ページです。

不用額と繰越明許費の状況についてお話しします。

歳出の不用額(執行残額)は2億7,251万7,719円となり、昨年度に 比べて2,126万1,014円増加しました。これは、公共土木施設災害復日 費の繰越明許分において、測量設計業務、工事等の終了により、繰越 明許費の不用額などが主な要因であります。

6ページをお開きください。

町債の償還状況について説明します。町債の償還額並びに年度末残高は、表4のとおりであります。町債残高は約56億8,101万円となり、前年度末と比較して約1億9,254万円、率にして3.28%減少しました。この主な理由は、公営住宅建設事業債、災害復旧事業債が増加したものの、下水道事業債、一般単独事業債、学校教育施設整備事業債が減少したことによるものです。本年度の元利償還額は、前年度より約633万円、率にして1.03%減少し、約6億621万円となりました。

以上、概要の説明となります。

詳細につきましては、7ページ以降、一般会計、ほか国民健康保険特別会計ほかの7つの会計並びに財産に関する調書、各基金の運用状況、水道事業会計をお目通しいただきたいと思います。

ここで、本決算審査の意見を述べさせていただきます。51ページをお 開きください。

意見の内容につきましては、朗読にかえさせていただきたいと思います。

それでは、平成30年度決算における審査の対象として、大郷町一般会 計歳入歳出決算書、7特別会計決算書、水道事業会計決算書、収支証拠 書類、財産運用状況の関係書類、帳票及び関係書類の提出を求め、決算 の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われたかを審 査しました。

また、決算審査時における問題点等の提起に対する事務取り組みの状況確認を行いました。さらに、学校給食センター、乳幼児総合教育施設、郷郷ランド、町民体育館等、公共施設並びに町営住宅修繕工事等、高崎団地町営住宅建設事業等の確認のため、現地にて実地調査を行いました。

一般会計では、歳入総額51億2,116万円から歳出総額48億5,814万円を 差し引いた2億6,372万円が収支差引額となりましたが、そのうち、翌年 度へ繰越財源は繰越明許費が2,364万円で、実質収支は2億4,08万円とな り、うち、1億8,000万円を基金に充当し、残り6,008万円は次年度の繰 り越しとなりました。

地方交付税等の依存財源の構成は57.2%、自主財源は42.8%で、前年より2.8%増となり、努力の跡が見られますが、依然として依存型の財政構成となっております。将来にわたって行政サービスを提供するためにも、なお一層の自主財源確保に努め、長期展望に立ち、計画的な財政運営に取り組むことを望みます。

収入の主なものでは、町税において、固定資産税では減少したものの、個人及び法人町民税の伸びにより、前年対比1.3%増、収入率も昨年より0.6%伸長しました。寄附金は、ふるさと納税の影響により、前年度対比54.3%の増となりました。一方で、各交付金の減、地方交付税は、人口割や収入見込みが算定基礎となっているため、税収の伸びなども影響し、普通交付税が減となり、同様に、特別交付税や震災復興特別交付税も減となったことにより、前年度対比13.8%の大幅な減額となりました。

不納欠損額は、昨年度対比69.4%、123万円ほどの増額となりました。 不納欠損処理前の対策を強化することを望んでおります。

収入未済額は、前年度比12.6%ほど増額となったことは、収納対策により町税の未収金前年度対比15.2%減となったものの、未償還額として新たに震災援助資金貸付金の増や未来づくり事業貸付金の増になったことによります。あわせて、依然として残る㈱おおさと地域振興公社の未償還金の早期解消を望むものです。

歳出の主なものでは、黒川行政事務組合負担金のうち、ごみ焼却処理 分に係るものや、文化会館外壁等改修工事、児童館建設工事等の減があ ったが、ふるさと応援寄附金返礼等や繰り越した災害復旧工事等の大幅 な増があった。

町営住宅においては、高崎団地町営住宅建設工事費1億9,783万円、中 山団地町営住宅修繕工事費4,013万円、希望の丘団地手すり設置、側溝整 備工事500万円と、町営住宅に係る費用が大幅に増加している。あわせて郷郷ランド公園トイレ等整備工事8,694万円、給食センター厨房機器賃借料1,063万円、小中学校の空調設備機器設置設計業務557万円と、施設整備に係る費用が年々増加傾向にある中、物産館改修事業補助金として1億500万円が増加していた。引き続き第2次大郷町公共施設等個別整備計画のもと、的確かつ適正に維持管理することを望みます。

繰越明許分不用額と予備費の充用件数が増加傾向にありました。適正な時期の発注と適正な予算計上を望むものです。

国民健康保険特別会計においては、加入数や世帯数は減少しておりますが、1世帯当たり平均保険給付費が対前年比5.7%の増となりました。税収が減少している中、医療費を適正化させるためにも、政策目標を掲げ、生活習慣病予防策を推進し、給付の抑制に努められたいと思います。

介護保険特別会計においては、収入の中でも保険料が前年対比2.1%減しましたが、歳出においては、保険給付費が0.2%増にとどまった。第7期介護保険事業計画において、見込んだような財政運営が行われている。本町の高齢化に伴う給付の増加は必須であり、地域支援事業等のさらなる充実を図り、予防医療事業等による健康寿命の延伸増進で給付の抑制に努力されたい。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入歳出とも増となったが、高齢化率が高い本町であるが、介護保険特別会計と同様に、予防医療事業等の推進により、給付費抑制に努力されたい。

下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業、3特別会計における歳入歳出額は、前年度より減少している。一般会計からの繰入金により運営されている会計であるが、一層の水洗化加入促進と経営健全化に努められたい。

宅地分譲事業特別会計は、宅地分譲開始により、財産収入が増額となったが、残りわずかとなった分譲地について、定住促進を進めるために早期完売に向けて努力願いたい。

水道事業は、総収益 2 億2,854万円で前年比481万円、率にして2.1%増、 総費用が 2 億903万円、4.5%減、1,950万円の単年度黒字計上になって いるが、企業債も1,900万円借り入れしていた。前年度策定した大郷町 水道事業経営戦略に基づき、有収率向上を目指し、引き続き石綿セメン ト管、老朽管の計画的な更新や漏水調査を実施し、経営健全化に努めら れたい。

財政構造の弾力性を判断する主要財務指標等において、本年度財政力

指数は0.45と、0.02ポイント改善が見られているが、自主財源に余裕があり、財政基盤が強いとはまだまだ言えません。実質収支比率を見ると8.3%と、望ましい比率が3ないし5%に近づきましたが、これは剰余金が多額に発生したことで、歳入が当初より上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示している状況です。年度途中に適宜こうした状況を把握し、その財源を有効に活用する補正予算を編成したり、次年度以降の財政運営のために基金に積み立てたり、地方債の繰り上げ償還を行っていくことが必要な視点となると思います。

経常収支比率が92.5%と、0.2%の改善数値となった。これは、義務的経費の縮減が主な要因となっております。実質公債費比率9.6%と、0.2%改善した。公債費に費やした一般財源の額の減少が要因となっている。この比率を抑えるには、地方債を財源とした建設事業等の抑制を図れば達成できるものですが、公共施設等の老朽化を考えると、今後更新、統廃合、長寿命化などの対応には建設事業は不可欠なものであり、地方債の発行と公債費負担比率の上昇はやむを得ないところであります。今後円滑で良好な真の健全な財政運営を行っていくには、その1つとして、中長期的な財政収支を視野に入れ、それに実質公債費比率の推計等を行うことで、将来の公債費負担の許容量も把握でき、施策、事業等の政策的な判断、可否においても重要な情報となります。

また、連結実質赤字比率は、公営企業を含む全ての会計の実質赤字が 存在しなかったため、該当しませんでした。

積立金現在高比率は、財政調整基金などの総積立金残高が年々減少しているため、79.6%に下降した。不測の収入減や支出増加にどれだけ弾力的に対応でき得るかを把握する指標で、宮城県内市町村平均179%を大幅に下回っており、4段階の判定レベルのランク2レベルに該当しております。

将来負担比率は、新しい起債の抑制が機能し、8.2%に好転しました。 今後一定の行政サービスを保ちながら、公共施設等に係る個別の整備 事業に基づく費用の増加に伴う財政力悪化が懸念されるところでありま すが、主要財務指標等からの情報も活用して、健全な財政運営を推進し ていただきたい。

監査意見の遂行状況、昨年度指摘事項ですね。年次有給休暇のさらなる取得向上に向け、時間外勤務手当の抑制と職場環境の整備に努められたい。

また、不納欠損処理も法令に基づき、確実にされていることは評価で

きますが、他の収入未済額についても各課横の連携を密としながら、情報を共有し、大郷町債権管理条例を遵守され、滞納額縮減に努められたい。

事務の執行については、文書取扱規定、財務規則等に基づき行うのが 基本であるが、規則等に沿わない事務処理が平成30年度事務事業でも散 見されておりました。今後事務執行に当たっては、内部統制を充実させ、 規定規則を厳に遵守し、適正な事務処理を遂行していただきたいと思っ ております。

以上で監査の意見と御報告となります。御清聴ありがとうございました。

議長(石川良彦君) 以上で決算審査結果の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議 規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置される決算審査特別委員会で 質問されるようお願いいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。ございませんか。4 番大友三男議員。

4番(大友三男君) 一般会計の関係なんですけれども、認定第1号ですか、これ一般会計の意見書にもありますけれども、要するに予算の執行、予算計上と執行に当たっての関係なんですけれども、私ことしの3月の議会の中でも指摘したわけなんですけれども、平成30年度の一般会計補正、ほとんどの事業でマイナス補正、それも約1億、2億円ぐらいですかね。正確な数字ちょっとあれなんですけれども、そういう中で、この会計監査委員の意見書の中にもありますけれども、要するにこの中の53ページのほうの意見書の中にあるんですけれども、実質収支比率の関係なんですけれども、歳出、歳入当初より上回ったけれども、歳出不用額が多額に生じた状況を示していると。年度の途中で適宜にこうした状況を把握し、その財源を有効に活用する補正予算を編成したり、年次、次年度以降の財産運営のためにも基金に積み立てたり、地方債の減額に充てたりという、償還金に充てたりというような意見もあるんですけれども、この件に関してどのような、この意見の捉え方をしているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。 財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。 この意見書に従いまして、今後の財政運営に努めてまいりたいという ふうに思っております。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) それも以前に答弁あったかと思うんですけれども、やは り予算編成そのものに甘さがあったんじゃないかと私も指摘しているん ですけれども、この意見書の中でもそういう意見だと思うんです、これ。 この意見を見ると。

ですから、今回は30年度の決算になりますけれども、これが終われば 次年度の予算編成に当たっていくわけですから、やっぱりこの件に関し てももう一度しっかりとした答弁をお願いしたいんですけれども。こう いうことがないように。

議長(石川良彦君) 財政課長。

財政課長(熊谷有司君) それを踏まえまして、予算編成に努めてまいりたい というふうに思います。

議長(石川良彦君) 大友三男議員。

4番(大友三男君) あと、54ページのほうにもあるんですけれども、これ全体だと思うんです。この一般会計だけじゃなくて全体だと思うんですけれども、事務執行は文書取り扱い規定、財政規定等に基づき行うのが基本である。しかしながら、規則どおりに終われない事案があるというような指摘が30年度ありました。これたしか30年度だけじゃなくて、前年度もあったと記憶しているんですけれども、こういう意見が出るということは、一向に改善されていないということなんだと思うんですけれども、その件に関してどのようにお考えなのかお願いします。

議長(石川良彦君) 残間参事。

参事(残間俊典君) お答えいたします。

例月出納検査なり決算審査なり、ここ二、三年ですか、このような御意見、御指摘いただきました。その都度課長会議等を通しまして各課長にこの辺の十分事務処理の見直しなり適正化について今までも指示してきたところでございます。

今回もこのような意見が出されたということは、大変申しわけなく思ってございますが、今後このような意見のないように、改めて課長会議等で十分法令遵守、コンプライアンスの遵守につきまして周知徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) 監査委員の方、監査委員というか、本当に御苦労さんで

ございました。すばらしいといいますか、この監査委員意見書で冒頭に 決算審査時における問題点等の提起に対する事務取り組みの状況確認と いうことで行われておりますが、先ほどいろいろ1年前の決算審査のと きの意見を振り返って見たんですが、若干完全されていたものもあるん ですが、大分まだ継続されているものもあるようで、いわゆる単年度で はなかなか解決のめどのつかないものもあろうと思うんですが、その辺 の進捗状況について、どのように今後考えておられるのかも含めて、こ の意見書に出た案について、既にきょう執行部はきょう初めてこの意見 書見たわけじゃないでしょうから、もうしばらく前にこの内容は指摘さ れておるわけで、そういう点で、この意見書からどのように執行部は考 えて、令和2年度の事業を進めていく考えなのか、その辺ひとつお聞き したいと思います。

その中で、あわせて、平成30年度は道の駅のリニューアル工事をした 1億500万円の金を出しているということで、その成果についてどのように、リニューアルオープンしたときにはかなり客の出足も多かったわけですが、最近どうもそのような傾向が見られないということで、伸びているといいながらも、大分右肩下がりの状況になっているような感じもするんですが、その辺についてどのように考えておられるのか。会社に任せるという答弁もあろうと思いますが、やっぱり多額の出資をしている町として、当然その辺の状況については認識を持っておられると思うので、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、高崎団地についてですが、この分譲や町営住宅の建設に取り組まれた1年だったと考えますが、赤間前町長が造成し、田中町長がその地の分譲や建設に携わったわけですが、このことに鑑みまして、田中町長の見解をどのようにこの30年度は考えて、高崎団地について取り組まれたのか、その辺の思いなどをお聞きしておきたいと思います。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

議長(石川良彦君) 初めに、答弁願います。残間参事。

参事(残間俊典君) それでは、お答えしたいと思います。

決算審査終わりまして、それぞれ課長たちが集まりまして、監査委員 さんお二人から公表いただいております。その中で詳しい内容について は、それぞれ課長さんにも直接耳にして聞いてございます。

なお、それ終了してから、町長のほうからもその辺については適切に 今後改善するよう指示は受けているところでございます。

事務の取り組み、問題点、これまでの課題等につきましては、その都

度年休の取得なり、時間外の関係もありますけれども、書類等きちんと 整備するような形で周知徹底して改善されてきている部分はあると確信 してございます。

今回も確認していただきまして、一部若干残った部分ございますけれども、その部分につきましては、今後適正に改善されるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、財政関係につきましては、先ほどの財政課長の答弁にもございましたけれども、今回の意見を踏まえまして、これからの今年度予算の執行にもかかわります、来年度予算の編成につきましても、この辺の意見を踏まえた中で、十分考慮しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 道の駅おおさとの関係でございますが、物産館のリニューアルも昨年の11月23日にリニューアルオープンして以降、売り上げは順調に伸びてございます。

それで、今年度8月までの売り上げ対前年比を見てきますと、売店のほうが対前年比で275%、あと、産直のほうが104.8%ということで、いずれも伸びているというふうな状況でございますし、今後も町としてもいろいろな面でいろいろ公社が実際道の駅を運営しておるわけでございますが、いろいろなイベント関係についてのいろいろな助言なりを今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

議長(石川良彦君) 次に、答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 大変いい御質問をいただいて、私もこの問題については、 今後抜本的な道の駅、町との関係ある第三セクター、このあり方につい ては早急に考えなければならない。ただいま代表監査からも御指摘をい ただきました。未収金の問題、また、昨年のリニューアルオープンに投 資した事業費、いずれにしても長期展望に立ったまちづくりの道の駅を 人口交流拠点としての考え方から、以前とは大きく変わる大改造をした ところで、この成果として、数字としてはっきりあらわれたと。これを いかに今後も継続、発展をさせていくかということになりますと、いつ までも行政があの事業にかかわっていくということは、今の時代にそぐ わないという、私なりの考えがございます。

これは、早急にあの道の駅の事業形態を完全に民間に任せたほうが私は今後大郷町の将来展望したまちづくりを進める上で、本町の計画がスムーズに進んでいくと。民間の活力を十分あの事業と今後の大郷町の厳

しい財政の中で新たな時代を大郷町がつくり上げていく、そのためには 行き詰まる行政になっていくのではないかという危機感を持っていると ころであります。

そのためには、何も事業しないでじっとしていれば、それで済むかもしれませんが、そうでは自然淘汰される。それを避けるのには、やはり前に進めていかなければならない。その際には、民間を十分活用できるような環境をつくっていくことが私は当面急いでやらなければならない本町のまちづくり基本計画見直しをしていかなければならないのではないかというふうに思うので、今まちづくり政策課も今後の町のグランドデザインを見直しながら、本町の姿をある意味では見直しをしながら、よそから当てにされるような、そういう町にしなければならないのではないかというふうに思います。

特に、あれだけの農業法人も誘致された、あれを生かしていくためには、民間との共生を図る以外、私は大郷町の将来展望ないと言っても過言ではないというふうに思いますので、公民連携も今進めている、新たな住宅開発もしている。こういう仕事にも本来なら、地域振興公社、第三セクターとしての機能を働かせなければなりませんが、今の状況では無理だと思うので、今後第三セクターの見直しを根本から考え直すことが私は大事だと。

- そうしながら、この町から公社が受けている借金をどうしていくかと ……。

議長(石川良彦君) 町長、高崎団地の住宅建設事業について……。

町長(田中 学君) 考えなければなりません。

高崎団地については、私が継承していかなければなりませんので、大体9割方終わったわけですから、余り問題ないのではないかというふうに思いますが、私は高崎団地どうのこうのなんていうことよりも、町全体の考え方からすれば、㈱おおさと地域振興公社のほうが問題だと。この辺に議会の皆さんも知恵を絞っていただければありがたいなと。そんな考えであります。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 前にこの高崎団地について町長は、なかなか私のやった 仕事ではないんだと。ただ、受け取った限り継続して、それをお客に届 けなければならない。あるいは、目的達成しなければならないというこ とで、極めて自分の思いと合致しない中で取り組んで進めた1年につい てどういう思いを抱いているのかなという気持ちをお聞きしたかったん ですが、何か別なほうに道それたようですが、道の駅のあり方については、それは町長の思いがあるでしょうが、課、町執行部全体の考えではないと思うので、その辺については、ちょっと町長余り走り過ぎる必要はまだないのではないかと。もっとじっくりと、それは内部で検討して提案すべき内容ではないかと思うんですが、私は特に、宅地分譲について、前の去年の9月の決算認定の中で残っている区画は、多分今から売るの大変だろうと。そういう意味で、お客に好まれるような内容に検討して速やかに20区画完売を目指して取り組むべきではないかという提案あったわけなんですが、そのことについて、なおさらどのように取り組んでいるか、先ほどの監査代表からの意見もあったんですが、どのように我々の議会で出した意見が運営に反映されているのかの1つとして、この高崎団地の取り組みについてお聞きしたかったんですが、どうなんですか。それは。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) あのままいつまでも2区画を残していても、恐らく販売 は難しいと思うので、2つを1つにしてつくり直す以外ないのではない かというふうに考えております。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑 を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後3時43分休憩午後3時53分開議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。7番熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) 143ページで、国保のやつ、不納欠損額600万円というのがあるんですけれども、そのほかにもありまして、昨年もこういうのがあったんですが、これ理由、どういうことで不納欠損になっているのか教えてほしいんですけれども。

議長(石川良彦君) 答弁願います。税務課長。

税務課長(武藤弘子君) 申しわけございません。詳しい資料は今持ってきていないんですけれども、不納欠損につきましては、それぞれの決められた条項によりまして、資産等がもうないものとか、会社に至りましては、もう倒産している会社とか、それぞれの法律で決められた条項でもって

のあえての不納欠損処分ということで、今回いたしたわけでございます。

- 議長(石川良彦君) よろしいですか。ほかにございませんか。12番千葉勇治 議員。
- 12番(千葉勇治君) 細かい意味で、不納欠損が出てくるという、年々ふえているという、この時代背景を大きな視点から私なぜこうなるのか、その辺についてどういう認識されているのか。やっぱりこれは課長じゃなく、せめて参事ぐらいからいわゆる町民の懐状況がこうなっているとか、その辺のどういう認識持っておられるのか。大きな視点から不納欠損の増額についての御理解を、認識といいますか、その辺の見解を求めたいと思います。
- 議長(石川良彦君) 答弁願います。残間参事。
- 参事(残間俊典君) お答えいたします。

不納欠損額年々増加傾向にあるわけではないという認識ではおりますが、一時期まとめて古い部分を整理させていただいた時期もございました。

そういう中で、特に今回の国保税につきましては、税率引き下げ等も 若干行っておる中ですけれども、今回不納欠損されているのは、その部 分で、税率高かった時代のやつなのかなというふうに感じてございます。

債権者ある程度決算審査の内容にも債権者の内訳等記載ございますけれども、どうしても国保税の場合は、単価が高いということから、一旦滞納してしまうとどうしても雪だるま式に大きくなって、なかなか払えなくなっている方もいらっしゃるようでございます。

そういう中にあって、どうしても生活困窮者なりにつきましては、執行停止なり、差し押さえできる部分は差し押さえしたりもしているようでございますけれども、そういう中で、どうしても最終的に時効を迎えてしまった部分というのがかなりございますので、今後は、できるだけ大きな金額にならないように納付、納税の勧奨を小まめにしていただいて、たまらないような対策をとっていきたいというふうに考えてございます。

- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。4番大友三男議員。
- 4番(大友三男君) 今の国保税の単価が高いから、一回滞納してしまうとどんどん逆にふえていってしまう傾向があるんだということなんですけれども、これ基金なんか見ると、3億円ですかね、3,000万円だっけか、3億円だね。これ素朴な質問で大変申しわけないんだけれども、これ下げるような公算というのはできないんでしょうかね。こういう不納欠損

が出ているのであれば、なおさらのこと、掛け金そのもの、国民健康保 険の掛け金そのものを大郷町の中で見直して、介護保険のように、一時 的でも下げるような基金がこのぐらい積まれているわけで、これたしか ……、正確な数字私頭にないんですけれども、富谷あたりも大分これ基 金積み立てが多くて下げたという経緯あるんですよ。要するに、総予算 に対しての比率として、かなり高い比率だったと。大郷もそれに負けな いぐらいの比率たしかあるというふうに私認識しているんだけれども、 そういうような方向性というものの考えというか、ないのかどうなのか。

議長(石川良彦君) 残間参事。

参事(残間俊典君) 具体的なこれからのことにつきましては、担当課長から 答えていただきますけれども、国保税につきましては、基金増加の傾向 もあると。県内でも上位クラスにあった時代ございました。保険税率で すね。それを基金の取り崩し、何年間で取り崩しするというような計画 の中で、たしか二十何番目、中間以下まで順位的には下がったような税 率改正した時代、ここ三、四年前でしたかね、ございます。

今後どうするかということにつきましては、広域間の関係もございま すので、その辺につきましては、町民課長のほうから説明したいと思い ます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

確かに基金のほうが3億円を超えております。ことしの6月の議会の ときに千葉議員のほうから提案がありました18歳未満の均等割の問題に つきまして、答弁したとおり、来年度その分を減免というものが難しい ものですから、その分を交付金なり、そういった形でお返しするなど、 そういうようないろいろな策をとりまして、基金のほうも減らし、その 1つの案としまして、税率のほうも見直しのほうも検討は必要なのかな というふうに考えております。

ただし、県の統一化があるものですから、そういったところも念頭に 置きながら、今後国保運営協議会の中でなど、多々そういった問題をも んで結論に導きたいものと考えております。以上です。

議長(石川良彦君) 大友議員。

4番(大友三男君) なぜそういうことをお聞きしたかといいますと、これ30年 度のあれなんですけれども、今年度に入って保険料がちょっと上がった という方が何名か話聞いたことあるんです。

その関係で、やはり介護保険関係なんかでも大変御苦労されて、わず

かとは言いませんけれども、一応下げたという経緯もあったので、国民健康保険なんかでもそのような方向性といいますか、出せるんじゃないのかなと思ってお聞きしたんですけれども、今の答弁あったように、一般の方々でもやはりそういうふうな対象者になる方々もあると思うんですけれども、要するに一般の方々も18歳未満の方と同じような対象にして、全体的に幾らか軽減というものをやはり考える方向性というのが必要なんじゃないかというふうに思ってお聞きしたんですけれども、一般の方々に対してどのような考えなのか、もう一度答弁していただければ。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

国保税につきましては、30年度に全て減額をしております。

さらに、今までありました資産割、固定資産税に係る部分のものを廃 止にしておりますので、一般的に言いますと同じ条件であれば、税金が 上がるという方はいらっしゃらないのかなと思います。

上がる要因といたしましては、本人世帯の所得がふえたとか、そういった要因によるものではないかなと思っております。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑 を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑 を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑 を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑 を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑

を終わります

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑 を終わります

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。10番 高橋重信議員。

- 10番(高橋重信君) 先ほど平成30年度の監査意見書の中で、高崎団地のこの中に分譲宅地15ほどあるわけなんですが、要は、この団地分譲宅地あるいは町営住宅、大分できてきて、販売もほぼ9割完売に来ていると。完売近くになってきているということなんですが、このどこから見ても分譲宅地あるいは町営住宅の中に の土地が農地としてあると。どう見ても農地にはちょっと見えないところあるわけなんですが、当時無償譲渡で受けたものが総事業費として約14億円の金がかかって、分譲宅地が約2億円かけたよと。それを町で完売するためには、坪5万円で販売したらどうかという議会からの意見もありまして、5万円で販売して、要はトータルで8,000万円前後ぐらいになるのかなと。坪14万円で造成工事したものが8,000万円で販売して、その差額を町で補填すると。要は、言いたいのは、 の現状、これ
- 議長(石川良彦君) 高橋重信議員に申し上げます。決算書の款項に従っての 総括質疑でございますので、沿った質問にしてください。
- 10番(高橋重信君) ここを維持管理していくとあるわけなんですが、この のところ、農地としてやっているのか、あるいは地目変更していただいて、宅地なりなんなり、要は課税かけることできないのかなと。 というのは、前に一般質問の中でこれを無償譲渡、ここも受けたらいいんじゃないかという町民の方の強い話があるものですから、できれば、最後まで無償譲渡受けられないのかなと。

それを町で受けて、また宅地分譲して、少しでも穴埋めにできないものかと、このように考えるわけなんですが、この辺の見解をひとつよろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 総括質疑、会議規則に従って質問してください。

ということで、別の機会に担当に聞くなりしていただきたいと思いま す。今現在答弁できませんということであります。

ということで、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑 を終わります

次に、認定第9号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑 を終わります

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定 第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、 これに付託して審査することに決定しました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選 任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員会、副委員長を互選願います。議 員控室にお集まりを願います。

暫時休憩といたします。

午 後 4時07分 休 憩

午後 4時12分 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、そ の結果を報告いたします。

委員長に熱海文義議員、副委員長に大友三男議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、9月20日から10月1日までの期間、 本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。したがって、9月20日から10月1 日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る10月2日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第30 報告第4号 健全化判断比率について

日程第31 報告第5号 資金不足比率について

議長(石川良彦君) 次に、日程第30、報告第4号 健全化判断比率について、 及び日程第31、報告第5号 資金不足比率についてを一括議題とします。 提出者から報告第4号及び報告第5号について報告を求めます。財政 課長。

財政課長(熊谷有司君) 議案書1ページをお開き願います。

報告第4号 健全化判断比率について御説明をいたします。

報告第4号 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成30年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

本件につきましては、平成30年度の各種会計歳入歳出決算に基づき、 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより計算し た数値となっており、別紙監査委員の意見を付し報告するものです。

それでは、報告内容について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政 規模に対する割合で示したものでございます。本町は、実質収支が黒字 となっており、赤字でありませんので、数値としては出てまいりません。 なお、早期健全化基準となる比率は15.00でございます。

次に、連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を 対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したもの です。昨年度も実質赤字ではありませんので、これも数字は出てまいり ません。早期健全化基準となる比率は20.00です。

実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準 財政規模に対する過去3カ年の平均値とした割合で示したものであり、 9.6です。早期健全化基準は25.0ですので、基準内の数字です。なお、 前年度も9.8であり、0.2ポイント減少しております。これは、一部事務 組合の起こした地方債に係る負担金が増加したものの、元利償還金等が 減少したことなどが主な要因でございます。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について充当可能 な基金等の金額を考慮した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合 を示したものであり、8.2です。早期健全化基準は350.0ですので、これ も基準内です。なお、昨年度は11.1であり、2.9ポイント減少しております。これは、一般会計並びに下水道事業の地方債現在高が減少し、公営企業債等、繰り入れ見込み額が減少見込みであることから、減少したものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

次に、報告第5号 資金不足比率について御説明いたします。

報告第5号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第 22条第1項の規定により、平成30年度の公営企業資金不足比率を別紙監 査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月18日 提出

大郷町長 田中 学

資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業などの公営企業 の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の 度合いを示すものでございます。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されている下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計が対象です。

いずれの会計も資金不足に至っていませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告第4号並びに第5号の内容につきまして、監査委員の審査 を受け、審査意見書の提出を受けているものです。

以上のとおり報告し、説明を終わります。

議長(石川良彦君) 以上で報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

ここで、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員雫石 顕監査委員。

代表監査委員(雫石 顕君) それでは、審査結果を報告いたします。

大郷監第16号令和元年8月23日

大郷町長 田 中 学殿

大郷町監査委員 雫 石 顕 大郷町監査委員 赤 間 滋

平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第

22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の期間

令和元年7月31日(水)1日間

2. 審査の方法

法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、また算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼を置き、所管課からの説明を求めて、審査を実施した。

3. 健全化判断比率の状況を示すそれらの数値につきましては、意見 書のほうをごらんいただきたいと思います。

また、資金不足が生じた場合の資金不足比率のことについてですが、 資金不足が生じた公営企業会計がなかったため、資金不足比率は該当し ませんので、意見は述べません。

審査の結果及び意見

財政健全化判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が2億4,808万円となり、赤字でないことから該当しません。

実質公債費比率(3ヶ年平均)は前年比0.2%の減の9.6%となりました。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き適正な償還金を見据えた詳細発行を行い、適正水準の維持に努められたい。

将来負担比率は、起債減少が機能し、前年度対比2.9%減の8.2%となった。町債残高は、前年度対比1億9,254万円、3.3%減少しているが、特別会計も含めると約56億8,101万円と、決して少なくはない。今後とも減少させていくよう努められたい。

数値立上げに係る個々の要素については、常に注視し検証され、さらなる経営健全化に向け、職員一丸となって取り組むことを望みます。

以上です。ありがとうございます。

議長(石川良彦君) 以上で審査結果の報告を終わります。

財政健全化判断比率及び資金不足比率については報告のみとなります。

議長(石川良彦君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時24分 散会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、

その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員